

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 太田 正美

## 1 日 時

令和7年9月18日（木） 午後1時09分から  
午後4時34分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

太田正美、舛田貢、三浦正臣、成迫健児、原田孝司、澤田友広

## 4 欠席した委員の氏名

元吉俊博

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 工藤哲史、  
会計管理者兼会計管理局長 馬場真由美 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第71号議案のうち本委員会関係部分、第73号議案、第74号議案、第75号議案、第76号議案、第77号議案、第78号議案及び第79号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第85号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情18について、質疑を行った。
- (4) 大分県長期総合計画の実施状況について、大分県行財政改革推進計画2024の進捗状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、データで見る大分県の10年の変化について及び市町村と連携したふるさと納税の推進についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主幹（総括） 姫野剛  
政策調査課政策法務班 主任 三宅未紗

# 総務企画委員会次第

日時：令和7年9月18日（木）13：10～  
場所：第4委員会室

## 1 開 会

### 2 総務部関係

13：10～14：40

#### （1）合意議案件の審査

第 85号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について（付託委員会：文教警察委員会）

#### （2）付託案件の審査

第 76号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（土木建築委員会へ合意議）

第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 73号議案 工事請負契約の変更について

第 74号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 75号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について（福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会へ合意議）

第 77号議案 大分県税条例の一部改正について

第 78号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について（福祉保健生活環境委員会へ合意議）

第 79号議案 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

#### （3）付託外案件の審査

陳 情 18 公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

#### （4）諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②大分県行財政改革推進計画2024の進捗状況について

③令和6年度大分県内部統制評価報告書の提出について

④公社等外郭団体の経営状況等について

⑤公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について

⑥株式会社大分放送の経営状況について

⑦大分朝日放送株式会社の経営状況について

⑧株式会社エフエム大分の経営状況について

⑨大分県デジタルネットワークセンター株式会社の経営状況について

⑩公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について

⑪公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況を説明する書類の提出について

⑫職員のフレックスタイム制の試行について

⑬大分県森林環境税報告書～第4期の検証と今後のあり方～について

⑭過疎地域持続的発展方針（案）について

⑯大分県過疎地域持続的発展計画の進捗状況について

(5) その他

3 企画振興部関係

14:40~16:10

(1) 付託案件の審査

第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②データで見る大分県の10年の変化について

③公社等外郭団体の経営状況等について

・公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団

・公益財団法人アルゲリッヂ芸術振興財団

・株式会社大分フットボールクラブ

・大分航空ターミナル株式会社

・株式会社別府交通センター

・大分高速鉄道保有株式会社

・一般財団法人大分県自動車会議所

④市町村と連携したふるさと納税の推進について

⑤ツール・ド・九州について

⑥ホーバークラフト空港アクセス便等の状況について

(3) その他

4 会計管理局関係

16:10~16:25

(1) 付託案件の審査

第 71号議案 令和7年度大分県一般関係補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

(2) その他

5 協議事項

16:25~16:40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**太田委員長** ただいまから総務企画委員会を開きます。

本日は元吉委員が欠席です。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案8件及び文教警察委員会から合い議のあった議案1件、付託外案件として陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。初めに本日審査いただく案件について、若林総務部長から説明をいただきます。

**若林総務部長** 太田委員長、舛田副委員長をはじめ、委員各位には平素より御指導いただきありがとうございます。初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日は、合い議案件1件、付託案件8件について審査をお願いしています。このうち第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）については、県発注の委託業務に賃金スライド制度を導入し、労務単価の上昇に応じて変更契約を可能とすることで、受託事業者側が賃上げできる環境を整備するものなどです。

そのほか、陳情が1件あります。

また、諸般の報告として、昨年度策定した大分県行財政改革推進計画2024の進捗状況についてなど、合計で15件を説明します。

各事項の詳細についてはそれぞれ担当課長から説明しますので、よろしくお願ひします。

**太田委員長** それでは、まず合い議案件の審査を行いますが、文教警察委員会から合い議のあった第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についてと、土木建築委員会に合い議をしている次の付託案件第76号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてが関連することから、この際一括して執行部の説明を求めます。

**小野財政課長** 資料の2ページを御覧ください。使用料及び手数料条例の改正議案が二つありますので、まとめて説明します。

まず、第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についてのうち、使用料及び手数料条例関係部分についてです。

この議案では、県立中学校として新たに夜間中学校を設置することとしており、それに伴う手数料規定を附則により併せて改正することとしています。

現行の規定では、表のとおり県立中学校の事務として入学者選抜手数料を設定していますが、これは、県立中学校が入学試験を行う豊府中学校1校のみを前提としていたものです。夜間中学校では、豊府中学校と異なり入学試験を実施しないことから、改正案では、この手数料の対象外であることを備考欄に明記することとしており、施行日は令和7年10月1日としています。

続いて、第76号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。

こちらはマンション管理適正化法の改正に伴う管理計画認定等申請手数料の条ずれの規定整備です。左の制度の概要にあるとおり、マンション管理計画認定制度とは、修繕や管理に関する計画が一定の基準を満たす場合に認定するものであり、県に直接申請するほか、マンション管理士会等による事前確認を経て申請することも可能となっています。

この事前確認の基準は太枠の備考欄にあるとおり、マンション管理適正化法の第5条の4で定められていますが、5月末公布の法改正により、その前に2度にわたって段階的に新たな条文が追加されます。このため改正案では条ずれの対応を行うこととしていますが、手数料の額や内容に変更はありません。施行日は、法改正の施行日と条例改正の公布日のいずれか遅い日としています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別ないのでこれより採決します。

まず、第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定しました。

次に、第76号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について採決します。

なお、本案について、土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**小野財政課長** 資料の3ページを御覧ください。

第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）について説明します。

まず、全般的な事項についてです。この補正予算では、賃金と物価の好循環の創出に向け、賃上げと人手不足対策に必要な経費を計上とともに、安心・元気・未来創造ビジョン2024の実現に向けた取組を推進することとしています。あわせて、令和6年度決算剰余金を財政調整用基金等に積み立てます。

1補正概要にあるとおり、補正予算案の額は、108億3,378万4千円の増額であり、補正後の累計は7,139億2,722万4千円となります。

次に、歳入について説明します。6ページを御覧ください。

今回補正する歳入は、赤枠で囲んでいる国庫支出金、繰入金及び繰越金です。

7ページをお願いします。

まず、第9款国庫支出金第2項国庫補助金15億608万4千円については、国の令和7年度予備費で措置された重点支援地方交付金を賃上げ対策等に活用するとともに、国の令和6年度補正予算で措置され、その後詳細が判明した補助金を受入れるものです。

9ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金2億5千万円の増額です。これは、ソフトバンク株式会社から森林再生を応援するために頂いた寄附金を、昨年度ふるさとおおいた応援基金に積み立てたところですが、今回その分を取り崩し、再造林等の取組支援に要する経費等に充当するものです。

続いて、10ページをお願いします。

第13款第1項繰越金90億7,770万円はさきほど申し上げた令和6年度の決算剰余金です。

続いて、総務部関係の歳出のうちまず財政課分について説明します。

11ページをお願いします。

第13款諸支出金第1項積立金60億5,186万8千円は、基金条例に基づき決算剰余金の3分の1相当額である30億2,593万4千円を財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てるものです。

12ページをお願いします。

第2款総務費第2項企画費のおおいた元気創出基金積立金は、安心・元気・未来創造ビジョン2024の実現に向けた新たな施策展開に備え、決算剰余金を活用して19億3,644万2千円を積み立てるものです。

**安田行政企画課長** 続いて、資料13ページを御覧ください。

指定管理施設等運営対策費及び庁舎管理対策費のうち、行政企画課分の補正予算額5,205万9千円について説明します。

両対策費は、県発注の指定管理及び庁舎管理に係る委託業務において、契約後の想定を上回る大幅な労務単価の変動に対応できるよう、労務単価の変動に応じて変更契約を可能とする賃金スライドを導入し、受託事業者が安心して賃

上げできる環境を整備するものです。

資料中段にある今回導入する賃金スライド制度の概要ですが、公共工事におけるインフレスライドや他県の事例を参考に制度を設計しており、契約後の労務単価に変動があった場合、受注者からの申請に基づいて契約を変更できるものです。

スライド制度の適用対象としては、契約時の見積等において労務単価が明示されている委託契約で2か月以上の残期間があるものとし、適用額は、契約期間の残期間における契約額に、労務単価の伸び率から公共工事インフレスライドと同様に受注者負担1%を控除した率を乗じて算出します。制度の導入時期は令和7年10月1日からとしています。

なお、今回の9月補正予算額としては、国や県の定める建築保全業務労務単価などの労務単価における伸び率を参考に影響額を試算し、（1）指定管理施設等運営対策費にて、指定管理施設の管理委託に係るものとして2,746万2千円、（2）庁舎管理対策費にて、地方機関の機械保全等委託に係るものとして2,459万7千円を計上しています。

**後藤県有財産経営室長** 14ページをお開きください。

続いて、第71号議案のうち、県有財産経営室所管事業の繰越明許費について説明します。

議案書から抜粋していますが、まず県有財産維持管理費で5,026万6千円です。こちらは、豊後大野総合庁舎の敷地内にある旧豊後大野家畜保健衛生所の解体工事に係るもので

解体工事の際は、工事に伴う振動などによる影響がないかを確認するため、事前に近隣建物の現況調査を行います。この調査について、建物所有者との調整に時間を要しており、工事着手の遅れが見込まれることから、適正工期を確保するために繰越しの承認をお願いするものです。

次のページを御覧ください。

太枠にしている県有建築物保全事業費で3億4,263万8千円です。対象工事が2件あります。一つは日田警察署の外壁改修工事で外壁

塗膜にアスベストの含有が判明したこと、またもう一つは、農業文化公園の空調設備などを管理する集中制御盤の更新工事にて、一部の電子部品で納期に時間を要しています。この2件について、いずれも適正工期を確保するために繰越しの承認をお願いするものです。

令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）に関する説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別にないのでこれで質疑を終わります。

なお、本案の採決は会計管理局関係の審査の際に一括して行います。

次に、第73号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

**後藤県有財産経営室長** 資料の16ページを御覧ください。

第73号議案工事請負契約の変更について御説明します。

まず、1の工事概要ですが、本工事は、県税事務所、保健所、土木事務所、教育事務所の4所属を集約した新たな庁舎棟などを建設するもので、事業方式は設計・建設・維持管理を一括発注するDBO方式で実施しています。

本議案は、平倉・大和建設工事共同企業体と締結した契約について金額と工期を変更するものであり、契約金額は26億244万8,901円となり約5億2,800万円の増額、工期は令和8年3月25日までとなり、約5か月延長するものです。

2の工事実施状況ですが、庁舎棟などの工事は既に完了しており、予定通り9月16日から供用開始しています。また、今後は年度末にかけて現庁舎の解体と外構工事を実施する予定です。

3の変更内容ですが、（1）のとおり工事内容に三つの要因があり、約3億6,200万円の増額と工期の延長を要しています。

一つ目は、杭工事への工法変更や地下埋設物への対応に伴う地盤工事によるものです。

契約後に行う地質調査により、想定していた支持地盤の下部に軟弱層の存在が確認されたため、工法を場所打ちコンクリート杭工法へ変更したほか、杭・基礎工事での掘削の際、火山岩が多く出てきたため、その撤去、搬出等の対応を行っており、これに3か月の工期を要しています。

二つ目は、現庁舎の仕上げ材にアスベストが含まれていることが判明したため、今後行う解体工事において飛散防止対策や除去が必要となり、これに2か月の工期延長を見込んでいます。

今回採用したDBO方式では、従来の発注と異なり業者決定後に設計調査を行うことから、上記のような契約後の変更が生じています。今後、DBO方式を採用する際には当初契約との大幅な乖離を防ぐような工夫を検討していきたいと考えています。

三つ目は、今年の6月に施行されたバリアフリー法改正に対応するため、車椅子使用者用トイレを各階に設置するほか、新庁舎でのオフィス改革を推進するための執務環境整備を行うなど、庁舎の仕様の一部を変更するものです。

また（2）ですが、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、契約書に規定するスライド条項に基づき約1億6,600万円を増額するものです。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

**三浦委員** 工事の変更によって金額や時期もずれこみ残念で、しっかりと最後まで整えてほしいと思います。新しくできて私も当然地元なので行くのですが、明るくなったり、仕事の雰囲気、職員の皆さんには以前にも増して明るいようなイメージを持ちました。いい環境だと思います。

ただ、まだ解体工事をやっているので、駐車場をぐるっと回ったりして、ちょっと初めて行く方もいる可能性があり、3月末まで工事があるので誘導員も立っていますが、しっかりと丁寧にお願いしたいと要望します。

**原田委員** さきほどDBO方式だったからと言われたけども、違う方式でもやはりこうなるんじゃないかな。あえてDBO方式だからお金がかかったとかあるんですか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

**後藤県有財産経営室長** 通常の発注でしたらまず設計をして、どの程度の掘削工事や杭打ちが必要かなどを確認した後に契約をするのですが、今回DBO方式ということで、設計と工事を全て、設計より前に契約をしたので、事前に分からなかつたということです。変更契約は通常の工事でもあります。今回設計で分かるところを契約の後で設計したということで、事後に回ったという意味です。（「分かりました」と言う者あり）

また、工事についてはホームページで情報提供していますが、入口のところに案内図を準備しています。確かにまだ旧庁舎も建っていますし、狭く分かれにくい状況なので、しっかりと3月まで工事をするとともに、誘導も力を入れて県民に迷惑がかからないようにしたいと思います。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないでこれより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**居石デジタル政策課長** 第74号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について説明します。いわゆるマイナンバー条例の改正です。

1番号利用条例の概要ですが、本条例は、県が独自に個人番号を利用する事務や庁内連携を

行う事務を定めているものです。個人番号を利用して同一の行政機関内で情報連携することで、行政への手続に必要な添付書類を減らし、申請者の負担を減らすことが目的です。

次に、2条例の改正内容ですが、まず（1）番号利用条例の一部改正について説明します。

1点目は、番号利用法の改正に伴うものです。法で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務が今般定められることとなりました。これまで国の法律と各自治体の条例の二つで定められたものに加え、準ずる事務が主務省令で定められました。

これに伴い、主務省令で定められた事務と重複する条例別表第一で規定している県独自利用事務の一部を削除するものです。

2点目は、主務省令の一部改正に伴うものです。主務省令において、同一機関内で連携できる特定個人情報が事務ごとに規定されており、その連携に利用できる情報に外国人生活保護関係情報が追加されました。これに伴い、重複する条例別表第二の規定を削除するものです。

1点目、2点目については、簡単に言えば、国の省令と重複することになったものを削除するものです。

続いて、3点目は、主務省令で、外国人に対する生活保護の措置事務に関する情報等が今般外国人生活保護関係情報と定義されました。この定義に合わせ、条例記載の文言を変更するものです。

その下、（2）大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正は、住基条例別表第一及び第二で引用している番号利用条例の独自利用事務を、さきほど御説明したとおり一部削除するため項目への対応を行うものです。

最後に、3施行期日は、公布の日としています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に合意議をしていることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

**三浦人事課長** 説明資料の19ページを御覧ください。

第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について御説明します。

最初に、改正理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭をより一層両立しやすくするために、部分休業及び子育て部分休暇の拡充を行うものです。

現行制度の概要ですが、上の表の左から2列目に記載のとおり、対象については小学校3年までの子を養育する職員となっています。取得時間については1日2時間を超えない範囲において30分単位で、勤務時間の始め又は終わりに取得できることとしており、保育園の送迎等に活用されています。なお、給与については無給としています。

続いて、改正内容ですが、下の表を御覧ください。まず、①のとおり、改正後は勤務時間の始め又は終わりに限らず、勤務時間の途中においても取得できるようにします。これはテレワークの普及等により、勤務時間の途中で子どもの世話をを行うニーズが生じている状況を踏まえたものです。

次に、②のとおり、1日2時間を超えて取得する新たなパターンを追加したいと考えています。その場合の上限を年10日以内とします。これは、保育園の行事に半日や1日参加する場合などを想定したものです。

なお、③のとおり、年度内の取得の変更については、①と②で1日2時間で取れるものと、

1日単位で取れるものを年度当初に職員が選択し、年度途中での変更は認めないこととしています。

最後に、施行期日ですが、改正法と同一の本年10月1日としています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず委員の皆様から質疑はありませんか。

**原田委員** ちょっと推測するに、これは無給って、いわゆる賃金カットが起きるわけですよね。そうなると、ほとんどの方はこれを取らずに年休等でいくと思うのですけど、その辺はどうですか。

**三浦人事課長** 確かにこれは無給ですけれども、①の年間を通じて2時間取れるところについては、保育園の送り迎えといったニーズがあるので、現在も一定程度取得をしている職員がいる状況です。例えば、数字で申し上げると、現行34名の方が現在無給ですけども利用しているので、引き続きこういったニーズはあると捉えています。

**原田委員** 私自身もその経験が幼稚園の送り迎え等であったものですから、ニーズはあるのだろうけど、こういった部分は、子育て支援の中で、やっぱり賃金カットしない、有給で取れる制度につなげていかなきやいけないのでないかなと私自身は思っています。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会の回答は、全て原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案大分県税条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**岩男税務課長** 資料の21ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、法人県民税法人税割に係る超過課税について、令和8年3月31日までに終了する事業年度まで適用することとなっていますが、災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実を図るため、財政上必要であることから、その適用期間の延長等を行うものです。

2の主な改正内容について御説明します。点線囲みを御覧ください。現行の制度においては、法人県民税法人税割の標準税率が1.0%のところ、0.8%の超過分を加えた1.8%の税率で超過課税を実施しています。ただし、中小法人等、資本金又は出資金が1億円以下かつ法人税額が年1千万円以下の法人等については、税負担の軽減に配慮し超過税率を適用しないこととしています。年間税収額は令和6年度決算見込み額で6.6億円、対象法人数は3,015法人となっています。

なお、この超過課税については、本県では昭和51年から導入しており、全国では現在、静岡県以外の46都道府県が実施しています。また、税率は東京都・大阪府は2.0%、その他44道府県は1.8%を適用しています。

今回の改正では（1）にあるとおり、この超過課税に係る現行の制度は維持したまま、その適用期間を令和8年3月末から令和13年3月末まで5年間延長することとしています。

（2）その他については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行うものです。

3の施行期日については公布の日としています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないでこれより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは執行部の説明を求めます。

**今井市町村振興課長** 資料の22ページを御覧ください。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。この条例は、県の権限に属する事務のうち、市町村に権限移譲している事務の範囲を定めたものですが、今回、栄養士法施行令の一部改正を受け、大分市に移譲している保健所関係事務について所要の改正を行うものです。

栄養士法施行令改正の概要ですが、栄養士及び管理栄養士養成施設の指定等に係る手続について、これまで都道府県を経由して厚生労働大臣に申請・届出を行っていたもののうち、卒業者数や学生数、施設名称、所在地の変更届出など、軽微なものに関しては事務負担の軽減を図るため廃止され、施設から直接国に報告することとなりました。

次に、条例改正の内容ですが、さきほど説明した都道府県経由事務については大分市に移譲済みですが、事務自体が廃止されたので、条例に規定する当該事務の規定を削除するものです。

なお、県内の指定養成施設は右の囲みにあるとおり別府市の3施設のみですので、大分市の事務処理に影響はありません。

施行期日は政令の施行の日である令和7年1月1日としています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、これより採決します。なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は原案のとおり可決すべきと

のことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**今井市町村振興課長** 資料の23ページを御覧ください。

大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について御説明します。この条例は、住基ネットを利用して本人確認情報を利用できる事務について、例えばパスポートの発給とか身体障害者手帳の交付など、住民基本台帳法で定められている事務以外に大分県が独自に本人確認情報を利用できる事務を限定列挙しているものです。

例えば、地方自治法による監査に関する事務として、住民監査請求を受けた際に請求した本人が県民であるかの確認や、道路交通法による放置違反金等に関する事務として、違反者の住所確認など11法令に基づく事務を規定しています。

今般、第15次地方分権一括法において住民基本台帳法が改正され、法律で定める住基ネットの利用事務が大幅に拡大されました。このうち都道府県に関する事務のうち法で定める事務は87法令に基づく事務から106法令に基づく事務となり、拡大された19法令の一部が都道府県条例で定める事務と重複することとなりました。

条例改正の内容ですが、今回の法改正により重複することとなった地方自治法による監査に関する事務を規定から削除するものです。これにより住基ネットを利用できる事務は法律と条令を合わせて116法令に基づく事務となります。

施行期日は公布の日から施行することとしています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

**原田委員** こういった法改正があったときに、マイナンバーカードがあれば利用者の届出が必要になるのでしょうか。

何でそんなことを聞くかというと、公職選挙法により立候補の届出等に関する事務がありますよね。私たちが立候補するとき、選挙区に住んでいるか確認するために住民票を出すのですけど、例えばカードがあればそういったことも省略されるかと思ったものですから、聞いてみました。

**今井市町村振興課長** 選挙人の住民票があるかどうかの確認は、もう住民票を出さなくてもいいことになっています。

**太田委員長** よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないでこれより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めるます。

**三浦人事課長** 陳情18ですけれども、公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情について説明します。人事課関連部分と行政企画課関連部分がありますので、分けて説明します。

資料の24ページを御覧ください。

本陳情は、全国各地の自治体において、職員団体への加入・継続や庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為に対して、職員が心理的圧力を感じているとの実態が報告されていることから、実態把握に向けた調査の実施と確認された事実に対する適切な是正措置を求めるものです。

知事部局においては、職員団体への加入・継

続について、職員が心理的圧迫を感じているといった声や事実は確認していません。また、このことについての調査の予定もありませんが、今後、もし心理的圧迫等の事実が確認されれば、適宜対応したいと考えています。

**安田行政企画課長** 庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為についても、職員が心理的圧迫を感じているといった声や事実は確認していません。また、政党機関紙の購読は個人が判断していると考えています。

こちらについても調査の予定はありませんが、万一心理的圧迫等の事実が確認されれば、適宜対応したいと考えています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。この陳情について委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①について説明をお願いします。

**安田行政企画課長** 資料25ページを御覧ください。

大分県長期総合計画の実施状況についてです。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告するものです。詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてにありますが、本日はその概要について本委員会資料で説明します。

なお、令和6年度は、前計画の安心・活力・発展プラン2015の最終年度であるとともに、現行計画の安心・元気・未来創造ビジョン2024の初年度であるため、二つの計画の実施状況を御報告します。

まず、プラン2015ですが、59施策について指標による評価に加え、指標以外の観点からの評価によりAからDの4段階で総合的に評価した結果を記載しています。

施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり54施策、

全体の91.5%となっており、各分野で着実に成果が挙がっています。

主な成果としては、県民の健康づくりに対する意識が着実に向上したほか、企業誘致件数が計画期間中2.5倍に増加しています。

次に、C評価となった取組強化が必要な施策です。一つ目が移住定住の促進です。移住者数は順調に増加していますが目標値まで到達できません。このため、就業支援の充実等により今後も若年層を主なターゲットとして移住を促進します。

二つ目が戦略的広報の推進です。安心・元気・未来創造ビジョン2024では選ばれるおおいたの実現を基本目標として、それぞれの分野の施策を推進することで若者や企業、観光客など多様な主体に選ばれるおおいたを目指しています。

続いて、26ページを御覧ください。  
ビジョン2024です。施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり、55施策、全体の96.5%となっています。

主な成果ですが、一つ目が地域防災力の強化です。自主防災組織避難訓練実施率が着実に向上し地域防災力の強化につながったところですが、目標の90%には到達していませんので、引き続き訓練実施率の増加を図るとともに地域の防災力を高めていきます。

二つ目が持続可能な観光地域づくりです。宿泊者数、観光消費額共に過去最高を達成しましたが、万博を契機としたインバウンドの取り込みが課題であり、引き続き本県ならではの地域資源をいかした持続可能な観光地域づくりを推進します。

次に、C評価となった取組強化が必要な施策です。一つ目がこどもまんなかまちづくりの推進です。県営住宅の子育て世帯向けの改修及び通学路の対策実施率が目標未達成となりました。今後は、施工時期の平準化や早期発注に努めるとともに、工事の進捗管理を徹底することで、計画的な整備を進めます。

二つ目が地域包括ケアの充実です。ふくふく

認証には高い基準を設定しているため、認証取得に想定以上の時間を要し、目標未達成となりました。今後は、各法人の課題解消に向けた個別対応セミナー等を実施するなど、早期認証取得に向けて支援していきます。

総合評価の一覧表を、安心、元気、未来創造の分野別に次のページから載せていますが、そのうち総務部分について御説明します。

29ページを御覧ください。

総務部では所管する二つの施策について、目標達成に向けた取組を進めているところです。

30ページを御覧ください。

施策名、県民の暮らしをより便利で豊かにするDXの推進です。このうち、県民の暮らしを便利にするDXプロジェクト創出件数については、遠隔教育システムの整備など新規DXプロジェクトが創出されたことにより達成となっています。

31ページを御覧ください。

施策名、大学等との連携による人材の育成・定着と地域の活性化です。県内大学等と県内企業・自治体の連携事業については、学生が地域で取り組むフィールドワーク事業に加え、令和6年度から新たに開始した企業と大学の連携事業を着実に実施したことにより概ね達成しています。

そのほかの指標についても概ね達成となっています。

**太田委員長** ただいまの報告について、まず、委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、次の②について説明をお願いします。

**安田行政企画課長** 大分県行財政改革推進計画2024の進捗状況について御報告します。

資料の32ページを御覧ください。

資料上段のこれまでの行財政改革による主な成果にあるように、県では、行財政改革を着実に進め一定の成果を上げてきました。昨年9月に策定した大分県行財政改革推進計画2024は令和10年度までを計画期間としており、安心・元気・未来創造ビジョン2024の県政運

営を支える行財政基盤を構築するとともに、デジタルや先端技術の力を活用して、公共サービス等の維持向上を目指すものです。

資料下段の五つを取組の柱としており、目標指標については、前回計画での未達成項目等を含む59項目を設定し、各取組を進めているところです。

資料の33ページを御覧ください。

続いて、本計画の主な取組の進捗状況について御説明します。

まず、1県民目線に立ったデジタル社会の実現として、DXの加速化と先端技術の活用、DX人材の育成等を進めています。そのうちICTツールの活用による業務削減では、昨年度、各所属で85件の業務改善を通じて約7,500時間の業務時間を削減したほか、DXの加速に重要となる県庁内におけるDX推進リーダーを新たに150人育成し延べ291人とするなど、人材の確保・育成にも積極的に取り組みました。

次に、2連携・協働による公共サービス等の維持・向上では、市町村連携等による広域課題の解決や、多様な主体との連携・協働を進めています。中でもネットワーク・コミュニティの構築においては、地域コミュニティ組織の設立を目指す地域に対して専門家派遣等の支援を行った結果、ネットワーク・コミュニティ構成集落数の大幅な増加につながりました。

3社会资本・公共施設の老朽化への対応では、長寿命化に向けた橋梁・トンネル補修の着手率が前年度から19.3%上昇し、93.6%となりました。指定管理施設の目標指標の達成率においては、利用者の回復などによって23.9%上昇しましたが、今後も進捗管理の徹底や行財政改革推進委員会の部会による助言などを通じて、目標指標の達成を目指していきます。

続いて、4社会保障関係費の増加への対応では、特定健康診査の実施率等が増加した一方で、通いの場への参加率は11年連続で日本一となっていますが、14%にとどまっています。そのため、通いの場での活動にeスポーツなど多様なメニューを取り入れるなど、市町村と連携

して一層の魅力向上や発信に取り組んでいます。

次に、5職員人材の確保・育成と働き方改革の推進、安定的な財政基盤の確保についてです。職員人材の確保が困難化する中、技術職の採用必要数の充足率は前年から1.1%低下し80.2%となりました。そのため今年度は、農業職の初級試験の新設や、林業職での社会人採用試験を実施するなど試験制度を工夫し確保に努めています。また、月80時間以上の長時間勤務職員数の増加に対しては、業務削減に向けた部局長・所属長のマネジメントやICTツールを活用した業務改善を図るなど、働き方改革を強化しているところです。

財政調整用基金残高や県債残高については目標額を堅持していますが、引き続き財政の健全化に努めています。

今後も、県政運営を支える行政基盤の構築のため行財政改革を着実に推進していきます。

**太田委員長** ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありませんか。

**澤田委員** 今お伺いしていたのですけど、職員人材の確保のところ、長時間勤務職員数が291人で前年度比でプラス35人だけど、内訳としては、役職を持っている職員が多いのか、一般の職員が多いのか、そういう統計は総務部で取っているのですか。

**三浦人事課長** 統計的には長時間勤務で時間外勤務を取っているけれど、実際のところ、管理職については時間外勤務が付かないで、基本的には時間外勤務がついている管理職以外の職員です。数字はこう見ている状況だけど、やはり福祉保健部とか土木建築部が多い状況であり、引き続きその2部局の改善をいろいろと図っていく必要があると思います。

**澤田委員** 前年対比で増えているところも見据えて、何らかの対策をしてほしいと思うので、よろしくお願いします。

**太田委員長** 私から1点、その上の社会保障関係費の増加のところで、通いの場合の参加率が落ちているのは何か原因等があるのですか。

**安田行政企画課長** 通いの場合の施策については福祉保健部で実施しており、実際のところ、

やっぱりコロナ後、全国ベースで見ると率としては日本一という状況が続いているけども、みんなで行こうという活動が、まだまだ気持ちの部分で控えている部分と、若干前の数字になるので、直近で言うとまたそれが徐々に増えてきているとは聞いているところです。

ですので、魅力的な、集まる、行こうという活動の内容に極力見直していきたいと、福祉保健部で取り組んでいます。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、次の③について説明をお願いします。

**安田行政企画課長** 続いて、令和6年度大分県内部統制評価報告書の提出について御説明します。

資料3 4ページを御覧ください。

初めに、1 内部統制制度の概要についてです。内部統制制度は、不適切な処理が発生する危険性が高い事務への予防策を講じるとともに、実際に発生した不適切事案とその再発防止策を全庁で共有し、組織全体でリスク回避に取り組むものです。

地方自治法により、会計年度ごとに実施状況を評価した報告書を作成し、監査委員の審査意見を付けて議会に提出することとされています。

令和6年度の評価結果については以下の（1）評価概要のとおり、内部統制体制は有効に整備されていた一方で、重大な不適切事案が2件発生したことから、運用としては不十分と評価しました。

運用上の重大な不適切事案の2件の内容としては、まず（2）①中部振興局において発生した契約書等の偽造及び公印の不正使用を防止する仕組みが不十分だった事案を、二つ目は、②農業大学校において発生した搾乳作業における作業手順の管理等が不十分だった事案をあげています。

これらの原因としては、（3）のとおり、職員の公務員倫理の欠如、執行管理及び業務手順等におけるチェック機能やフォローアップが不足していたことにあると考えています。

そのため、再発防止に向けては、事案の発生所属における改善策はもちろんですが、各事案を全庁で共有し、各所属におけるリスク管理の徹底、全庁職員向け研修を通じた制度及び運用の重要性を周知徹底するなど、職員のさらなる意識醸成に取り組んでいるところです。

3 監査委員の審査意見にあるように、今回の報告書の内容については、審査の結果、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められたとされています。

いずれにしても、内部統制における運用について不適切な事案が生じているので、全庁において日常からのチェックやフォローアクションが各所属で機能するよう徹底していきます。

**太田委員長** ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありませんか。

**三浦委員** 重大な不適切事案2件、どちらも大変ある意味、県職員としての倫理の欠如は否めないと思います。

とりわけ①ですけれども、賃貸借契約、契約書の偽造、公印の不正使用、許される行為ではない。改めてこの2件の処分はどうなったのかを明らかにしてほしいのと、その後、チェック機能やフォローアップが不足という事態では済まされないのではないかと感じるのですが、担当課長の見解を伺いたいと思います。

**安田行政企画課長** 1番目の契約書の偽造、公印の不正使用について、職員に対しては令和6年に処分が出ています。実際のところ、中身としては減給10分の1が6か月という処分内容が出ていて、委員おっしゃるとおり、本当にこれは許すことのできない内容だと思います。

ただ、現実的にこの事務を執行する上で、本人が実際にこういった行為に至った経過を十分我々も把握した上で、その周囲、要は職員1人だけじゃなくてその周りの職員がしっかりそういう状況についてのコミュニケーションをして、ふだんからやり取りをするとか執行管理をしっかりする、そういう部分の徹底がまずは必要と考えています。

そのために、この際も緊急の主管課長会議を開いたりいろんなことをやり、こういったこと

が今後ないように周知を図っているところで、研修そのものも、担当者だけではなく所属長を含めて、目配り、気配り、そういったふだんからの対応が必要かと考えているので、こういったものについてはとにかく何度も何度も、必要性、重要性を刷り込んでいく必要があり、徹底していきたいと思います。

**三浦委員** 様々な理由や背景と、また賃貸借契約で相手方もいることですが、いずれにせよ、再発防止よりも絶対これを起こしてはいけない内容ですので、徹底してしっかりとやっていただくことを強く要望したいと思います。

**太田委員長** 2番については、どういう見解。

**安田行政企画課長** 2番の農業大学校の部分です。実際の事案としては、当日、搾乳作業の中の手順というか、時間が急遽変わったり、そのときに対応した職員が替わったりいろんなことが重なったことによって、手順を誤って発生したところがあり、さきほどとはまた中身としては違うのですが、2千万円を超える損害が出たので、重きを置いて報告したところです。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかにないので、次の④から⑪の公社等外郭団体の経営状況等について一括して説明をお願いします。

**安田行政企画課長** 令和6年度の公社等外郭団体の経営状況等について説明します。

資料の37ページをお開きください。

個々の団体の経営状況等については、それぞれの団体の所管部局から所管の各常任委員会に報告することとしているので、私からは総括的な説明を行います。

資料左上の1地方自治法に基づく経営状況を説明する書類の議会提出については、対象は、地方3公社及び地方独立行政法人のほか、県が資本金等の4分の1以上を出資する団体とされており、今議会では土地開発公社等の2公社、県立大学の2法人、その他19団体の計23団体の経営状況を提出しています。

また県では、外郭団体の運営指導を徹底するため、2県の指導指針に基づく経営状況等の点

検評価等として、地方独立行政法人を除いた全ての出資団体及び県の人的・財政的関与が大きい団体の経営状況等を公表することとしており、対象である43団体に係る経営状況報告概要書及び経営状況等調書を作成し、Side Books（サイドブックス）に格納しています。

なお、対象の団体は、人的関与が大きい団体として、今年度から公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が新たに指定団体に加わったことで1団体増加しています。

資料右側の3経営状況についてですが、令和6年度の赤字団体数は14団体となっており、これは施設の減価償却費の計上や、物価高騰の影響で経費が増加したことなどが主な赤字の要因です。その下にある債務超過となった団体はありません。

次の38ページを御覧ください。

4県の人的関与の状況については、団体の総会開催後に変動することが多いため、本年7月1日現在の状況を整理しています。

団体への（1）県職員の派遣は2名増加し、（2）県職員の役員就任は1名減少しました。

資料右側の県の財政的関与の状況については、（1）委託料の支出が表の計欄に記載のとおり総額40億3,523万2千円で、前年度に比べて5億7,377万1千円減少しています。これは主に、大分県土地開発公社における庄の原佐野線工事に伴う公共用地取得事業委託料が皆減したことによるものです。

次に（2）補助金・交付金・負担金については表の計欄に記載のとおり総額21億6,391万3千円で、前年度に比べて1億7,652万5千円減少しています。これは主に公益財団法人大分県産業創造機構におけるおおいたスタートアップ支援事業補助金の一部見直しや、株式会社大分県畜産公社における産地食肉センター整備支援事業の終了に伴い、県からの補助金及び交付金が減少したことによるものです。

次の39ページには、指針の対象となる全43団体の県出資額、人的関与・財政的関与の状況、最近の決算状況について参考までに一覧表を添付しています。

今後とも、県の行財政運営に影響する公社等外郭団体の経営状況を的確に把握し、適切な運営指導を継続していきます。

**三浦人事課長** 資料40ページを御覧ください。  
公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について御説明します。

項目2の県出資金、出資比率、資本金等の総額について、昨年度からの変更はありません。

次に、項目3の事業内容ですが、主に県と市町村職員の研修の実施です。対面での研修に加え、映像配信やオンライン研修も取り入れながら実施しています。

次に、項目4の6年度決算状況についてです。2,201万3千円の赤字となっていますが、これは財団で所有している研修施設の減価償却費計上によるものです。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項と項目6の対策及び処理状況についてですが、引き続き研修効果の検証や研修ニーズ等を調査し、研修内容の改善・充実を図ります。

**居石デジタル政策課長** デジタル政策課が所管する外郭団体の経営状況について報告します。

資料41ページの左側を御覧ください。

まずは株式会社大分放送についてです。2の県出資金は3,200万円で、出資比率は12.3%です。4の6年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は8,604万3千円で、貸借対照表の純資産は40億2,186万3千円で、安定した経営となっています。

引き続き、地域に密着した番組制作の充実強化に取り組んでいきます。

同じ41ページの右側を御覧ください。

大分朝日放送株式会社についてです。県出資金は1億5千万円で出資比率は5%となっています。

4の6年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は1億5,936万8千円で、貸借対照表の純資産は75億8,642万7千円で、黒字が継続し安定した経営となっています。

今後も積極的な営業活動、業務効率化を行うとともに、地域への情報発信に取り組むことに

なっています。

42ページの左側を御覧ください。

株式会社エフエム大分についてです。2のとおり県出資金は400万円で、出資比率は5%となっています。

4の6年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純損失は4,667万9千円で、貸借対照表の純資産は2,046万5千円となっています。

令和5年度の大口スポンサーの広告出稿中止が継続的に影響しています。これを受け開局35周年を契機としたイベントを実施した結果、新規スポンサー獲得など一定の成果は見られましたが、利益率の向上には至らず、6年度も赤字となっています。

出資者として県も直接コミュニケーションを取っており、中期経営計画の着実な実行に努めてもうとともに、新規スポンサー獲得や休眠スポンサーへの働きかけなどによる収益アップと人件費等の固定経費の抑制に努め、令和8年度中の赤字解消を目指すことにしています。

次に、42ページの右側を御覧ください。

大分県デジタルネットワークセンター株式会社についてです。この会社は、県内の自治体ケーブル局及び民間ケーブル局のネットワーク化、デジタル化の推進や情報格差の是正を目的として設立されたものです。デジタル放送設備の共同利用、地上波放送受信点の共同利用、共同自主制作番組の放送等を行っています。

2のとおり県出資金は200万円で、出資比率は3.6%です。

6年度決算状況については当期純利益は37万7千円で、貸借対照表の純資産は7,427万5千円となっています。

今後も、デジタル放送設備の共同利用による各ケーブルテレビからの一定の収入に基づく安定した事業運営が見込まれています。

**木部学事・私学振興課長** 資料の43ページを御覧ください。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況について説明します。

まず、項目2の出資金等及び項目3の事業内

容については昨年度から変動はありません。項目3の下段には各種データの経年推移を示しています。就職率は99.2%と高水準を維持している一方、県内就職率は57.1%と減少しています。

次に、志願者数及び志願倍率についてです。志願者数は598名で昨年度より減少しています。また、志願倍率については1.8倍となっています。

次に、項目4の6年度決算状況を御覧ください。

経常収益は10億4,737万7千円、経常費用は10億2,757万円で差引1,980万7千円の経常利益で、同額が当期総利益となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項と項目6の対策及び処理状況についてです。

一つ目は県内就職率についてです。第4期中期計画の目標である就職率は95%を達成しているものの、県内就職率については昨年度から0.5ポイント減少しています。進路ガイダンスや学内説明会の開催、1年次からのインターンシップ参加促進等キャリア教育の充実と丁寧な進路指導に取り組んでいくことで、県内就職率の向上を図ります。

二つ目は志願者数の確保についてです。志願者数は昨年度から28名減少しており、志願倍率は公立短大の全国平均1.47%を上回る傾向にあるものの、昨年度からは微減しています。この対応として、令和7年度に学内組織を再編、入試・広報グループを新設して入試・広報体制を強化しました。引き続き、オープンキャンパスや個別相談、高校訪問に加え、SNSを活用して大学の魅力を積極的に発信し、志願者数の確保を図ります。

資料の44ページを御覧ください。

公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について説明します。

まず、項目2の出資金等及び項目3の事業内容については昨年度から変動はありません。項目3の下段には各種データの経年推移を示しています。学部生の就職率は98.6%、県内就

職率は58.6%となっており、共に昨年度より増加しています。

次に、志願者数及び志願倍率についてです。志願者数は447名、志願倍率は5.6倍となっており、昨年度から大幅に増加しています。

次に、項目4の6年度決算状況を御覧ください。

経常収益は9億7,558万円、経常費用は9億9,606万6千円で、当期総利益は231万6千円の黒字となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項と6の対策及び処理状況についてです。

一つ目は、志願者の引き継いでの確保です。試験科目の変更等による入試改革や入試広報活動の取組により、志願者数は昨年度から199名増加、志願倍率は2.5ポイント増加しています。人口減少が加速する中で今後も志願者を安定して確保していくため、大学公式ホームページやSNSを活用した情報発信、進学相談会の開催充実などに努めます。

二つ目は、機器や施設の老朽化による修理更新費用などの増加についてです。機器類は、積立金を活用して優先順位に基づき効率的に更新を行うとともに、施設については令和2年度に行なった保全調査結果に基づき予防保全に取り組むこととしています。

**太田委員長** ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありませんか。

**樹田副委員長** 芸術文化短期大学の件で、県外に行なっている方がどこが多いのかと、なぜ県外に行く理由があるか、どう捉えているかを教えてください。

**木部学事・私学振興課長** 県外に出ている理由、どこに出ているか。傾向を見ると、大都市圏への就職が増えている数字があります。令和元年から令和4年までは16.1%だったのが近年は20.9%と伸びているので、地域としては大都市圏、人手不足に伴って大都市圏からの誘致活動とかが増えてきているのも一因ではないかと考えています。

**樹田副委員長** 分かるのですけど、人手不足といったらどこもそうだと思うので、今よりも多

分働きやすい場所が多いとかもあると思うのですけど、大分県の魅力をしっかりと学内に伝えて残していくのは、今までどおりのやり方だとなかなか難しいので、新たな取組を考えていくのも大事で、そこを念頭に置いてもらえたらいと思います。

**太田委員長** 看護科学大学で今年受験者も倍率も非常に高くなっているのですが、看護師の国家試験合格率が落ちているのはなぜですか。

**木部学事・私学振興課長** 看護科学大学について国家試験の合格率が98.8%と落ちていますが、確かに1名とかそのぐらいの数で、引き続き試験の対策に努めていきたいと考えています。

**太田委員長** あと、経営状況が赤字ですけど、結果的に繰越積立金で穴埋めしたということなんです。やっぱりこういう表記の仕方をするのですか。

**木部学事・私学振興課長** 繰越積立金は、元々こういう修繕等に備えて積み立てているものなので、表記でどうしてもこういう形になってしまいます。

**太田委員長** それと、積立金自体の残りはまだどのくらいあるとかいう表記はないですね。

**木部学事・私学振興課長** 右下の6対策及び処理状況に記載のとおり、積立金としては令和6年末で約1億7,400万円あります。

**太田委員長** 了解しました。

**三浦委員** 1点教えてください。大分放送、大分朝日放送、出資額、民放はもう一社あるわけですけど、人的関与もあるようですし、出資額の違いについて教えてほしいと思います。

**居石デジタル政策課長** 御質疑ありがとうございます。

実は私も気になって調べたことがあったのですけれども、当時の経緯を振り返って見てみると、こちらから何か働きかけて差をつけたというよりも、先方から、是非県からも広域的な地域コミュニティ施策の一環として出資いただきたいという話があり、その協議の中で、額であったり出資の有無が決まっていったので、出資していないところは覚書がなく、県として差別的に何かをしているということでは全くないで

す。

**三浦委員** よく分かりましたけど、出資額もかなり違うし、他方、民放もう一社は人的関与もなければ県出資もないでどうなのかと、今、課長の答弁を聞いて少し違和感があったのですけど、再度何かありましたら。

**居石デジタル政策課長** 御指摘の懸念は理解するところです。それぞれ会社の考え方とかもあると思うので、県としてはフラットに検討したいと思うけれども、なかなか民間の市場の中の放送も、政府の動向とかいろいろある中で考えていかなければならぬので、そのあたりは柔軟に対応できるようにしておきたいと思います。

**三浦委員** 逆に県出資もフラットにすればいいんじゃないかと、課長の答弁を聞きながら思つたけども、そこは先方が別に要望していないのであれば、あえて県から言わないということかもしれませんし、状況はよく分かりました。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないので、次の⑫について説明をお願いします。

**三浦人事課長** 資料の45ページを御覧ください。

先日、本会議でも部長が答弁した職員のフレックスタイム制の試行についてです。

1の試行期間・内容ですが、試行期間は今月29日から来年3月15日までとしています。

フレックスタイム制は4週間ごとの総労働時間155時間を維持した上で、柔軟に勤務時間を割り振る制度ですが、10時から15時までを必ず勤務するコアタイムとし、その時間を活用して職員間の情報共有や業務管理等を図る一方、始業時刻を7時から10時までの間で、終業時刻を15時から22時までの間でフレキシブルに設定できるようにしています。また、週1回に限り勤務時間を割り振らない日を設けることも可能としており、いわゆる週休3日も可能にしています。

なお、1日に設定できる勤務時間は最長12時間までとしており、例えば7時から始業する場合は20時までとするなど、職員の健康にも

留意した制度としています。

2の活用事例ですが、職員個々の事情に応じて様々な活用が想定されるところであり、育児の場合であれば左下の図のとおり、子どもの送迎を配偶者と分担し、職員が送迎する日は勤務時間を短く設定する使い方のほか、右下の図のとおり朝の渋滞を避けるため、始業時刻を1時間遅らせる時差通勤としての使い方ということも可能だと考えています。

本格実施については、12月に実施する職員アンケート等を通じて、職員にとって働きやすい制度となっているか、また県民サービスに影響が生じていないか、そういった運用上の課題を把握することにしており、適切な制度設計を進めていきたいと考えています。

**太田委員長** ただいまの報告について質疑はありませんか。

**澤田委員** フレックスタイム制、本当に大事なことだと思っていて、前回一般質問をしたのも、私が会社員時代にフレックスタイムを導入しようとしたけれども、すごい反対にあった。どうしても管理職の人たちの管理が非常に大変だというマイナスのイメージを持っていて、なかなかうまくいかなかった経緯がありました。

ただ、人事で若い方と話していく中で、このフレックスタイムはすごく魅力的だという意見もたくさんあり、当時私が会社員だったときに、うちの企業を選ばない理由も一つはそういったところがありました。やはり多様化というところで、働く人たちもいろんなことを学びたいとかがあったのと、あともう一つは、40代、50代前半はどうしてもダブルケア、子育てもしながら、そして介護もしないといけない状況になるので、そういった面でしっかりと県から改革をしてほしいという意味もあり、いくつか質問をしました。

12月にアンケートを配布するということですが、県民への窓口業務が支障を来さないようになるのを重視するのか、働き方が改善してきたという職員の希望を重視するのか、どういったアンケート内容にするのか教えてください。

**三浦人事課長** 職員の働き方を重視するのか、

県民のサービスを重視するのかですけれども、現段階ではどちらを重視するというわけではなく両方とも大切だと思っており、働きやすいからといって窓口業務がおろそかになることはやっぱり悪いと思いますし、そういった両面からしっかりと実際のところを把握したいと思っています。

**澤田委員** 傾りがないということで、是非両者が納得できる仕組みをまず作ってほしいと思うので、よろしくお願ひします。

**原田委員** ちょっとここが気になるところで、いわゆるずらす時間が、例えば最大、夜遅いのは22時まで府内にいる職員が出てくるということですね。これ、引っ張られて本当に超勤が増えなきやいいなと思うのですけど、そういった対策についてはどうお考えでしょうか。

**三浦人事課長** 超勤が増えるか増えないか、あわせて試行する中で見ていきたいと思うのですけれど、かえって22時までが勤務時間で割り振られるということであれば、これまで22時まで長時間勤務になっていたところが、勤務時間なので減る可能性も十分あると思っており、その辺はしっかりと見極めながら進めていこうと思っています。

**原田委員** やっぱりそこは気を付けなきや、なかなかみんなが帰らないから帰れない人が出る気がするのですよね。是非お願ひしたいと思います。

**榎田副委員長** 昔、フレックスは僕も一回職場にあったのですけど、残業代を減らす効果は分からないので、そういうのはあるのですか。

**三浦人事課長** 残業代を減らす効果があるかどうかですけれども、さきほどの話と被るところはあるけれども、実際に試行してみたところで、どうなるか。週休3日をどれだけの人が利用するかとなると、丸1日、本当に出てこないのであれば、1日分の超勤は減るのかも分からないです。

とはいって、夜遅く22時まで超勤すると1時間は超勤にはなるので、その辺はしっかりと見ていった上で進めたいと思います。

**榎田副委員長** そういった効果を少しでも出し

ていくといいのかなど。多分、最初なのでどうなるか分からぬけど、さっき原田委員が言つたみたいに、環境を含めた部分で何か経費を削減できる部分もたくさんあると思うので、よろしくお願ひします。

**太田委員長** 庁舎の維持管理費とか、要するに朝の7時から空調を回して22時まで、維持管理費についての検討はしているのですか。

**三浦人事課長** 具体的な数字をはじいてはいないけれども、朝早く出てくる人も恐らく一定数いるでしょうし、夜遅くまで働く人が一定数いるのが常態化するのであれば、当然、光熱水費の高騰につながると思うので、その辺もどういう傾向になっていくのかをしっかりと見ていくたいと思います。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、次の⑬について説明をお願いします。

**岩男税務課長** 資料46ページを御覧ください。

報告書はSide Booksに保存していますが、こちらの概要で御説明します。

平成18年度から導入している大分県森林環境税は5年を1期としており、今年度は令和3年度からスタートした第4期の最終年度にあたることから、有識者等で構成する大分県森林づくり委員会において、事業の成果及び今後の在り方について議論が行われました。

そして、その議論の結果が大分県森林環境税報告書としてまとまつたので、その内容について御説明申し上げます。

まず、1大分県森林環境税の制度について、税率は個人が年額500円、法人は法人県民税均等割額の5%となっており、第4期の5年間で約16億9千900万円の税収が見込まれています。令和6年度までの4年間の実績は13億5千500万円で、単年度の税収は3億4千万円前後で推移しています。毎年安定した額の税収があることから、報告書では使途事業に計画的に取り組める財源であると整理されています。

次に、2第4期大分県森林環境税活用事業の

検証については、令和3年度から令和6年度までの4年間の合計で約12億9千万円の事業を実施しています。

事業は、I県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり、II森林資源の循環利用による地域活性化、III森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組の三つの柱に基づき、幅広く事業が展開されています。

次に、3大分県森林環境税に対する県民の意識ですが、昨年度実施したアンケート調査の結果では、税の認知度について、個人は知っているという回答は22%と低かったものの、継続について個人は76%、法人は78%と、多数の賛成意見をもらっている状況です。

次に、4大分県森林環境税を活用して取組むべき森林・林業の課題について、委員からは、安全・安心な暮らしを守る森づくりの推進、鳥獣被害対策の推進、健全な人工林資源の循環、森林・林業教育の推進、森づくりに関わる意識の醸成などが挙げられました。

こうした状況を踏まえ、5第5期大分県森林環境税の在り方について、(1)にあるとおり、税の継続については、現在の税負担がおおむね受け入れられていることから、これを維持することが妥当との意見がありました。一方で、昨年6月から国の森林環境税の徴収が始まったことから、同税との混同を防ぐため名称を検討する必要があるとの報告も受けています。

そして(2)第5期大分県森林環境税の取組については、みんなで育み次代へつなぐおおいたの森づくりを大テーマとし、取組の三つの柱として、I安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくり、II森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり、IIIみんなで育む森を、未来につなぐ人づくりに重点的に取り組むことが望まれるとされています。

県としてはこの報告書の内容を踏まえ、今後パブリックコメントを通じて広く県民の意見を聴いた上で、次の議会にお諮りしたいと考えています。

**太田委員長** ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないでの、次の⑭と⑮について一括して説明をお願いします。

**今井市町村振興課長** まず、過疎地域持続的発展方針（案）について御説明します。

資料4 7ページを御覧ください。

これまで5次にわたる特措法のもと過疎対策事業が実施されてきました。過疎地域に指定されれば、資料の右側にある国庫補助のかさ上げや過疎対策事業債の発行などの各種支援措置が受けられます。

次のページを御覧ください。

さきほどの支援措置を受けるためには、資料中ほどにあるように、法律に規定された12の分野の事項を盛り込んだ大分県過疎地域持続的発展方針に基づき、各市町村において過疎地域持続的発展計画を策定する必要があります。

現在の県の方針や市町村計画等の期間は今年度末までとなっているため、令和8年度からの市町村計画等の策定に向け、今年度中に次期方針を策定する必要があるが、元となる法律に変更がないため、現方針をベースに県の長期総合計画など各種計画との整合を図りながらまとめたところです。

次のページを御覧ください。

主な変更点をまとめています。一番上の子育て満足度日本一を目指す取組、上から3番目の大分県版カーボンニュートラルの推進、一番下のデジタル社会の実現と先端技術への挑戦など、現方針に記載がなかったものについては、新たな項目として、現状と問題点を整理した上、基本的方向を整理しています。

なお、詳細の過疎地域持続的発展方針（案）についてはSide Booksに保存しているので、時間のある際に御確認いただければと思います。

今後、パブリックコメントにより県民の意見を反映し、国の同意を得た後、11月下旬頃に公表する予定としています。

続いて、令和6年度の過疎地域持続的発展県計画の進捗状況について御報告します。

資料5 0ページをお願いします。

こちらは現行の過疎地域持続的発展方針に基づき策定している県の過疎計画の概要ですが、右の2主な実施施策にある移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、子育て環境の確保等について、設定している成果指標の目標値の評価を、毎年度この委員会で報告しています。

次のページを御覧ください。

各項目の成果指標は1番右にあるとおり、大分県人口ビジョンや大分県長期総合計画、部門別計画等との整合性を図るため、これらの計画で設定している目標指標を引用し、各部局と協力して施策を推進しているところです。

移住促進策による移住者数や生活排水処理率など目標値に達していない項目もあるので、今後とも各部局や市町村と連携して目標値をクリアできるよう取り組んでいきたいと考えています。

**太田委員長** ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

**三浦委員** 私の地元も、副委員長の地元も対象外なので、是非ソフトの面でも引き続いて御支援よろしくお願ひします。

**今井市町村振興課長** 日出町は非過疎地域なので、過疎対策事業債の発行という面では支援はできませんけども、その他の面で支援したいと思います。

**太田委員長** 逆に由布市の中で旧庄内町がやっぱり過疎地域で、なかなか同じ市なのに温度差があるというか、自主財源を稼ごうというよりも、そういう財源がもらえるから人口も減っていいんやみたいな雰囲気の人もいる。何かその考え方は違うのじゃないかと思うけど、同じ市の中でも、財源をもらえる地域ともらえない地域がある。市民の考え方の相違みたいなものはずっとあるけど、その辺をちょっとお尋ねしたいのですが。

**今井市町村振興課長** 由布市の人とお話をする機会もよくあるのですけども、旧挾間町は大分市のベッドタウンで人口が増えている、湯布院町は観光振興が盛んということで、真ん中にある庄内町だけちょっと寂しくなっているという

声をよく聞きます。そこは三つの町が、それぞれ分断しているとはあまり言いませんけども、一体感がないという声も聞くので、そこは我々としても、由布市は合併してもう20年近くなるので、一体感を持ってやっていただけるよう支援していきたいと思います。

**太田委員長** 一体感と言葉では言うんですけど、高齢化が進んで、旧庄内町は今、出生数が10人を切るのですね。そうすると、10年、20年先にはもう町がなくなるのではという危機意識を持っている人も実際にいて、旧挾間町は逆に年間170人ぐらい生まれているという、ものすごい格差が進んでいて、旧庄内町の若い世代もほとんどが3世代同居じゃなくて挾間地域に新しい家を建てる傾向なので。

結局何でかというと、一つは仕事場に近いのと、子どもの進学、子育てにやはり挾間地域の方が、例えば塾とか部活にしても、旧庄内町だと中学校の部活がなかなか運営できないような少子化で、そういう傾向が止まらない。一緒にやりましょうという最初の合併の目標と現実がかけ離れてきたのが今この20年たって起こっている。その辺をどういうふうに、県として、また市町村振興課長として、薄めていくという言い方は変ですけど、お互いに共存できる関係を持っていくかが一つの課題と思うけど、何かお考えを。

**今井市町村振興課長** 正にそういう格差を埋めるために、過疎地域については財政的な支援をやって、いろんな施設の整備とかソフト面の充実とかを支援する財源措置の意味もあるので、うまく活用しながら地域間格差がないように、我々としても市役所と話しながらやっていきたいと考えています。

**成迫委員** 51ページの進捗状況です。少し気になった点だけ。

成果指標の中で、子育て満足度日本一が実績値としては15位ですけども、目標としては日本一で、この状況について今後の課題などをどのように捉えているのでしょうか。

**今井市町村振興課長** これは福祉保健部が所管をしていますが、ちょっと順位が下がったのは、

数年前に行われた社会生活基本調査で、6歳未満の子供がいる夫の1日当たりの家事関連時間が全国でワースト2位、46位で、それで指標がすごく下がったと聞いています。それをまた5年間引っ張るのでなかなか上がりにくく、福祉保健部で指標の見直しをすると聞いており、しっかりと福祉保健部と連携しながらやっていきたいと思います。

**成迫委員** 男性の家事、それは私も課題としているんですけども、結構県のホームページを見てもいろんな情報があって、もっとこれがいろんな人に伝わればもっと機運も高まっていくと感じるので、是非よろしくお願いします。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで暫時休憩します。

午後2時54分休憩

午後2時59分再開

**太田委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、企画振興部関係の審査に入りますが、本日は元吉委員が欠席しています。

初めに、本日審査いただく案件について工藤企画振興部長から説明をいただきます。

**工藤企画振興部長** 太田委員長をはじめ、委員各位におかれましては平素より御指導をいただき誠にありがとうございます。

まず私から、本日の案件等について概略的に説明申し上げます。本日は議案1件の審査をお願いし、6件の報告を行います。

まず、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）ですが、芸術文化の振興に必要な財源の安定的な確保のため決算剰余金

の一部を芸術文化基金に積み立てますが、これは例年の対応です。

続いて、諸般の報告です。例年、今定例会で報告する長期総合計画の実施状況として、企画振興部が所管する主な施策の達成状況を説明し、併せて先の10年間で取り組んできた安心・活力・発展プラン2015の振り返りとして過去10年間で大分県がどのように変わってきたのか、社会の移り変わりを県が把握しているデータを基に報告します。

このほか、企画振興部が所管する七つの外郭団体の経営状況、7月に総務省から発表されたふるさと納税の最新状況、10月に開催するツール・ド・九州2025大会、7月に定期就航したホーバークラフトについて御報告します。

**太田委員長** それでは議案審査に入ります。

まず、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

**宮成芸術文化振興課長** 資料の3ページを御覧ください。

第2項企画費のうち2企画調査費の大分県芸術文化基金積立金8千万円です。

芸術文化を享受できる機会の充実や芸術文化の創造性をいかした地域づくりに必要な財源の安定的な確保に向け、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別にないので、ここで質疑を終わります。なお、本案の採決は会計管理局関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があるのでこれを許します。

まず①について説明をお願いします。

**鈴木政策企画課長** 大分県長期総合計画の実施状況について説明します。

施策の評価方法等については、さきほど総務部の方から説明していますので、企画振興部関

係の実施状況について説明します。

4ページを御覧ください。

当部が所管する施策は4ページから5ページに載せている一覧表のうち赤枠で囲っている10施策です。それぞれの施策で設定した目標指標は合計14あり、令和6年度の達成状況については、達成が7、概ね達成が3、達成不十分が3、著しく不十分が1となっています。このうち達成状況が良好であった指標、不十分であった指標について、主なものを御説明します。

まずは良好であった指標についてです。

6ページを御覧ください。

施策名、外国人に選ばれ、共生できる大分県づくりです。中段の2目標指標の3番目、日本語教室参加者数は目標340人に対し、実績は489人、達成率は143.8%となりました。

その下、3指標の平均評価と要因の三つ目のポツに記載のとおり、コーディネーターを派遣してのトライアル日本語教室や、身近に教室がない地域でも受講可能なオンライン講座を実施するなど、地域の実情に合わせて学習機会を創出したことにより目標を上回る参加者数となりました。

7ページを御覧ください。

一番下7施策評価／課題と今後の取組の方向性の二つ目のポツに記載のとおり、引き続き、外国人支援団体等と連携して、外国人住民に対する地域生活におけるルール・マナーの指導や地域や企業との交流などの実施を通じて多文化共生モデルを構築し、県内各地域への横展開を図っていきます。

続いて、8ページを御覧ください。

施策名、地域を支える交通ネットワークの充実です。目標指標の2番目、乗合バス運転手の充足率は、目標96%に対し実績値91.9%、達成率は95.7%となりました。

その下、評価要因の二つ目のポツのとおり、免許取得費の助成等により事業者の採用活動を支援した結果、目標を概ね達成しました。

9ページ、7施策評価／課題と今後の取組の方向性の4ポツ目を御覧ください。

今後は、交通事業者の採用人材育成に向けた

支援や就労環境快適化につながる施設整備費用の補助により、さらなる乗務員の確保を図ります。

10ページを御覧ください。

施策名、持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承です。2目標指標のネットワーク・コミュニティ構成集落数は、令和6年度の目標値2,014集落に対し、実績は2,139集落、達成度は106.2%となりました。

その下、3指標の平均評価と要因の1ポツ目に記載のとおり、地域コミュニティ組織設立を目指す地域への専門家派遣等により目標を達成しました。

11ページ、7施策評価／課題と今後の取組の方向性の1ポツ目を御覧ください。

令和6年度末には県内集落のカバー率は5割を超えたところであり、引き続きネットワーク・コミュニティの組織構築を促進するとともに、集落の高齢化を踏まえた活動を強化します。具体的には、7月に立ち上げた市町村担当課長会議で、生活支援や担い手の確保について今後も議論していきます。

次に、達成が不十分だった指標です。

12ページを御覧ください。

施策名、芸術文化を享受できる機会の充実です。2目標指標のアウトリーチによる芸術文化活動参加者数は、目標値1万3,388人に対し、実績値1万1,440人、達成率は85.4%となりました。

その下、3指標の平均評価と要因の2ポツ目に記載のとおり、比較的小規模な小中学校での開催が多かったことや関係者との調整の不調により、昨年度から開催回数が減少したことにより目標に達しませんでした。

13ページ、7施策評価／課題と今後の取組の方向性の4ポツ目を御覧ください。

芸術文化活動の発表の場を創出するとともに、児童生徒への鑑賞・体験機会を充実させ、次代を担う芸術文化の人材育成を図ります。

具体的には、学校での開催時には児童生徒だけでなく、地域住民や保護者などにも参加対象

者を拡大するほか、長唄や民謡などの体験プログラムを提供することにより、多くの県民が芸術文化に触れる機会を提供します。

14ページを御覧ください。

施策名、地域が輝く移住・定住の促進です。2目標指標の移住促進策による移住者数は、目標値2,356人に対し、実績値2,048人、達成率は86.9%となっています。

その下、3指標の平均評価と要因の1ポツ目中ほどのとおり、進学や就職に伴う県内への転出者数は依然として多く、都市部においても人材不足が続いていることから目標には達しませんでした。

15ページ、7施策評価／課題と今後の取組の方向性の1ポツ目中ほどを御覧ください。

若年層や子育て世帯への移住支援金を充実させるとともに、移住に向けたITスキルなどの資格取得支援に加え、新たにファイナンシャルプランナーの資格取得を支援し、移住者の仕事確保への支援を強化していきます。

以上で長期総合計画の実施状況の説明を終わります。

**太田委員長** ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 最後の移住者のITスキルの取得支援のところで、ファイナンシャルプランナーの資格取得だけど、どんな効果があるのでしょうか。

**木口おおいた創生推進課長** 今年度から移住者を対象にファイナンシャルプランナーの資格取得について支援を始めています。特に若い人の移住にあたっては職の確保が一番で、県内でも特にファイナンシャルプランナー、金融機関とか不動産の取引とか保険会社といったところで有資格者の需要が非常に高いと聞いているので、今年度から新たに資格取得を支援して、その後移住につなげてもらう取組を始めています。

**太田委員長** そんなに簡単に取れる資格なのでしょうか。

**木口おおいた創生推進課長** 一応ファイナンシャルプランナー2級の資格を取得する支援をす

るのですけれども、3級を取得すれば2級の受験ができる、年度末までに3級を取った上で2級の資格試験を受ければ、一応今回支援をした分について移住が整えば、当然資格取得の経費はかかるので、これについては返納なしで考えています。

**太田委員長** 今のところ、まだ実績はないですか。

**木口おおいた創生推進課長** 今年度から開始をしており、今、募集を9月一杯までかけています。現在5名ほど手が挙がっており、年度末に向けて資格取得の勉強をしてもらうことになります。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないので、次の②について報告をお願いします。

**寺川統計調査課長** 16ページを御覧ください。

データで見る大分県の10年間の変化について説明します。この資料は、長期総合計画の実施状況報告に関連し、旧計画安心・活力・発展プラン2015の期間である平成27年度から令和6年度までの10年間の変化をデータで分析し、生活がどのように変化したかを県民に分かりやすく説明できるようまとめたものです。

一県民として、関心のあることは何かをベースに、ウェルビーイングに基づいた測定指標の観点から、個人の生活実感に関する項目と社会のありように関する項目を整理し、良くなつたのか苦しくなつたのかを、数値も踏まえて整理しています。

例えば、左側の1個人の生活実感で良くなつたこととしては、実労働時間が少なくなるなど働く環境が良くなつた、健康寿命が延びるなど、歳をとっても健康でいられる、保育所の待機児童数がゼロになるなど子育てがしやすくなってきたなどが挙げられる一方、苦しくなつたこととしては、物価の上昇に対して年収は緩やかな増加にとどまるなどが挙げられます。

右側の2社会のありようは、県経済は全体的に良くなつたや、ごみの排出量が減るなど、生活環境は改善してきた、治水対策など災害への

備えは進んだなど良くなつたことがある一方で、課題としては、出生数の減少などにより人口が減ったことなどが挙げられます。

総体としては、人口減少等の問題は大きいものの、この10年間で個人の生活実感、社会のありようともに改善してきた面が多いと捉えています。

**太田委員長** ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないので、次の③公社等外郭団体の経営状況等について、一括して説明をお願いします。

**宮成芸術文化振興課長** 企画振興部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を報告します。

17ページを御覧ください。

当部が所管する団体は、左側の出資比率が25%以上または、県職員を業務援助のため継続している指定団体がNo.2の公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団からNo.5大分航空ターミナル株式会社までの4団体。右側の出資比率25%未満のその他出資等団体がNo.5の株式会社大分フットボールクラブからNo.7の一般財団法人大分県自動車会議所の3団体、合計7団体となっています。

資料の18ページを御覧ください。

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団について御説明します。

2の県出資金ですが、5億3,612万1千円で出資比率100%となっています。

3の事業内容については、iichiko総合文化センター及び大分県立美術館の両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえながら様々な芸術文化事業の実施等を行っています。

4の6年度決算状況ですが、一番下の当期正味財産増減額は977万1千円の増となり、健全な財政運営であるといえます。これは、工事に伴い閉館していたiichiko総合文化センターのホールが昨年5月に再開したこと、また県立美術館の各企画展が好評で、チケット収入が好調であったなどの要因により基金取り崩し額が減少したことによるものです。

5の問題点及び懸案事項については、i i c h i k o 総合文化センター及び県立美術館において、多様で質の高い芸術文化事業の展開と健全な財政運営を両立すること等が挙げられます。

これに対する6の対策及び処理状況については、i i c h i k o 総合文化センターでの多彩なジャンルの公演、県立美術館での幅広いジャンルの企画展に加え、小中学校等へのアーティスト派遣などを実施したところです。

今後も健全な財政運営を基本として多彩な芸術文化事業を展開し、本県芸術文化の発信拠点としての魅力向上に努めています。

続いて、19ページを御覧ください。

公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団について、今年度から報告の対象となった経緯を御説明します。

当財団は別府アルゲリッチ音楽祭など質の高い個性あふれる音楽芸術の創造などを目的として平成19年に設立されました。

県は業務援助のため、当財団に対し令和4年4月から職員を継続的に派遣し、令和7年3月末をもって援助期間が3年を経過したことから、大分県公社等外郭団体に関する指導指針第2の1（3）県職員を業務援助のため3年以上派遣している団体に該当することとなり、今回同指導指針で定める指定団体として経営状況報告を行うものです。

それでは、概要書に沿って説明します。

代表者は尾野副知事が理事長を務めていますが、2の県出資金はありません。

3事業内容については、音楽芸術を通じた教育・地域貢献活動として学校を訪問するピノキオコンサートの実施や、別府アルゲリッチ音楽祭の開催、しいきアルゲリッチハウスの運営などを実施しています。

4の5年度決算状況ですが、当財団の事業年度が9月から翌年の8月までとなっているため、直近に終了した事業年度である令和5年度決算状況について報告します。

一番下の当期正味財産増減額は296万3千円の黒字となり、健全な運営であるといえます。これは、別府アルゲリッチ音楽祭のチケット販

売が好調であったことなどによるものです。

5問題点及び懸案事項についてですが、一つ目は職員の高齢化が進んでいるため、新規雇用や人材育成をすること。二つ目は音楽祭の継続開催に向け、演奏家との関係構築に努めることができます。

これらに対する6対策及び処理状況としては、インターンシップ生や大学生アルバイトの募集、給与水準の見直し、国内外で活躍する演奏家のレジデントアーティストへの任命などを実施しています。

**佐藤スポーツ振興課長** 株式会社大分フットボールクラブについて報告します。

まず初めに、議員の皆様におかれでは、大分トリニータを支援する議員連盟を組織していただくとともに、シーズンパスの購入や後援会への入会などについても大変御支援をいただいていることを心からお礼申し上げます。

今シーズンの大分トリニータは、9月15日時点でリーグ戦6勝12分11敗で勝ち点30の17位という厳しい状況ですが、一つでも上の順位を目指して戦っていますので、引き続き、御支援のほどよろしくお願ひします。

それでは、資料の20ページをお願いします。

2県出資金ですが、1千万円で、出資比率は3.7%となっています。

3事業内容については、サッカーチーム大分トリニータの経営を中心に、スポーツ選手の養成や指導、スポーツ教室の開催や県民へのスポーツ普及活動を行い、サッカーを通じた地域貢献に努めています。

4の6年度決算状況ですが、左の損益計算書の一番下にあるとおり7,156万4千円の当期純利益を計上し、2期連続の黒字となりました。

5問題点及び懸案事項ですが、一つ目は、持続可能な経営に向けた経営体質の強化が求められていることです。二つ目は、新型コロナウイルスの影響で計上された累積赤字についてです。現状マイナス6,065万2千円まで圧縮できており、あと数年で解消が見込まれます。三つ目としては、さらなるスポンサー確保など、経

営環境が非常に厳しい中でどのように営業活動を強化していくかです。

6 対策及び処理状況についてですが、平成21年度の経営危機以降、新しいスポンサーの獲得や様々な手段を活用した資金確保、あらゆる経費の削減など徹底した合理化に努めています。しかし、人件費は抑える一方で補強が必要なポジションは積極的に選手を獲得するなど戦力維持も同時に図っていくことが大切だと考えています。

また、クラサスドーム大分の使用料の減免についてですが、平成13年から減免しており、今年度の実績は9,450万5千円です。

引き続き、クラブの経営安定化に向けた取組について、県としても注視していきます。

**幸野交通政策企画課長** 続いて21ページを御覧ください。

大分航空ターミナル株式会社について説明します。

2の出資金ですが、資本金等の総額は4億9,500万円で、そのうち28.8%にあたる1億4,250万円を県が出資しています。

3事業内容については、大分空港の旅客・貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、設備、サービスの提供及び旅行手配を実施しています。

4の令和6年度決算状況ですが、国際線の増便による空港ビルの施設使用料や物販、飲食に係る売上げの増加などの効果もあり、当期純利益は約2億2,400万円の黒字となりました。

5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況については、国際線対応に向けたグランドハンドリングの人員確保が顕著な課題となっており、応援派遣の受け入れなど外国人材の活用を含めた応急的な対応とあわせて、従来の空港業務見学会等に加え、地元雇用を促進するなど、長期的な人材確保、育成の取組を進める必要があります。

今後は、予定される大規模な設備投資に備え、業務の効率化やデジタル化を引き続き進め、直営店舗のテナント化を検討するなど、収益の最大化とコストの最小化に取り組むこととしてい

ます。

続いて、22ページを御覧ください。

株式会社別府交通センターについて御説明します。

2県出資金ですが、資本金等の総額は1億8千万円で、そのうち21.7%にあたる3,900万円を県が出資しています。

3事業内容については、別府国際観光港前バスターミナルの運営、管理業務や、土産品等の販売、食堂の経営などの事業を実施しています。

4の6年度決算状況ですが、当期純利益は昨期に続き302万4千円の黒字となりました。

5問題点及び懸案事項については2点あります。一つ目は来店客数の確保とコロナ禍の影響により生じた累積赤字の解消であり、令和4年度から毎年度黒字となっている当期純利益を充てた結果、現在の累積赤字は2,137万円まで減少し、着実に進められています。

また、別府港再編計画を踏まえた今後の経営方針の策定も課題です。

6対策及び処理状況で、好調なインバウンド客の誘客について、九州名産品をそろえた売店や団体対応力の高い食堂を県外旅行業者等にPRするほか、SNSで季節商品や新メニューを発信し個人客の誘客も強化します。また別府港の再編については、事業を担当する土木建築部と情報共有を密にし、岸壁工事等の進捗に合わせて株式会社別府交通センターと協議を進めます。

**田原地域交通・物流対策室長** 続いて、資料の23ページをお開きください。

大分高速鉄道保有株式会社について説明します。2県出資金ですが、資本金等の総額は2億3,750万円、その内82.5%にあたる1億9,600万円を県が出資しています。3事業内容については、平成13年度から15年度に行った日豊本線の大分駅から佐伯駅の高速化事業によって改良した鉄道施設の管理及び九州旅客鉄道株式会社への貸付けを行っています。

4の6年度決算状況ですが、当期純利益は1,221万1千円で黒字となりました。

5問題点及び懸案事項については、当法人は

令和10年度末にJR九州が施設を買い上げた上で清算を行うことになっています。しかしながら、平成19年の所得税法改正による減価償却期間の延長、平成28年のJR九州の株式上場に伴う固定資産税の減免措置の終了、平成29年の台風18号により被災した資産の除却処分などにより、清算に向けた収支計画の見直しを進める必要があります。

6 対策及び処理状況ですが、令和6年6月の株主総会にて定款を改正し、取締役管理部長の廃止等組織体制の見直しを行い、これにより清算時の収支状況の見込みが大幅に改善されました。引き続き、令和10年度の清算に向け安定経営に努めています。

続いて、24ページを御覧ください。一般財団法人大分県自動車会議所について説明します。

2県出資金ですが、資本金等の総額は245万円、そのうち50万円を県が出資しています。

3事業内容については、法人が所有する交通会館の経営及び維持を主に行っており、その他交通安全事業の促進及び協力や自動車に関する調査研究及び普及宣伝、事業者間の連絡調整、意見交換及び関係官庁への要請活動などを主に行っています。

4の6年度決算ですが、当期一般正味財産増減額は、施設老朽化に伴う固定資産（喫煙所）の除去で経常外費用が発生したことにより10万3千円の赤字となっています。

5問題点及び懸案事項については、この会館建築から47年が経過したため、今後も引き続き会館の維持及び適正な運営を行う必要があると考えています。

6対策及び処理状況ですが、経費削減のため専務理事を他の団体の職員と兼務することで人件費を削減するとともに、賛助会員の募集、会議室の利用促進等を積極的に実施し、増収を図ることで黒字化を目指します。

企画振興部が所管する外郭団体等の経営状況報告は以上です。

**太田委員長** ただいまの報告について委員の皆様から質疑はありませんか。

**原田委員** 1点目はトリニータ、J2残留頑張

ってほしいなと思います。

2点目は別府交通センターの件ですが、以前から建て直す話がずっと聞こえてくるのですが、どうなったか状況を教えてください。

**幸野交通政策企画課長** 別府交通センターですけれども、平成31年に別府港の再編計画をまとめて、そのときに国の直轄事業に合わせて、あのあたりのターミナル機能を充実させると。その際にそこのターミナルを新たに設置する計画を立てています。

国の事業の進捗を見ながら、ターミナルの設置はこれから検討されていくのですけども、その中で別府交通センターの在り方を併せて検討する形になっており、事業の進捗をこれから見守ろうというところです。（「はい、いいです」と言う者あり）

**澤田委員** 20ページの大分トリニータについて、会場の減免措置を今しているけれども、この減免に関してはホームゲームを全部対象にしているのか。もう一つは、減免していく期限をちゃんとつくっているのかをお聞かせください。

**佐藤スポーツ振興課長** まず、減免の対象についてですけども、ホームゲーム20試合を対象にしています。

それと期限については、毎年12月、シーズンが始まる前に大分トリニータから、施設を所管している土木建築部の方に減免が必要な場合は減免申請を行って、それをもって県が1年間の減免をするか判断をしているところです。

**三浦委員** まずは、大分フットボールクラブ、原田委員、澤田委員からも質疑がありましたが、現在17位と非常に厳しい状況だと思っています。我々議員も支援をしていますが、8月21日までのクラウドファンディングで、1億円を目標に8,800万円と。それ以降も今1億2千万円強の支援ということで、多くの方が期待を寄せているので、いよいよ明後日9月20日、2万人規模の、相手が一つ下の順位のレノファ山口FCで、絶対に負けられない戦い。私も行こうと思っているので是非一緒に応援しましょう。よろしくお願ひします。

それと別で、まず空港ターミナル、一般質問

でもしたけども、国際線誘致の競争に負けないように、グランドハンドリング、しっかり外国人人材も含めてという声もあったので、早急に確保をお願いしたいと思います。

もう一点、原田委員から、別府交通センター、私も日出町在住なので、当然よく行き来をするのですけども、たまに来客が少ない印象を覚えています。実際見ると、累積赤字があつて、これからしっかりと推移を見ていくということですが、この経営計画、大分県としても出資を21.7%もしております、その辺はしっかりと把握をしておかないといけないと思っているので、その辺を詳しく教えてほしいと思います。

**幸野交通政策企画課長** 令和3年度までのコロナ禍により累積赤字が拡大し、令和4年度の段階で約3,900万円の累積赤字がありました。

それに対して、令和4年度で約1千万円、令和5年度で約1,500万円、前回報告した今期が約300万円で、令和4年度以降は毎年黒字を積み重ねています。

残りがあと2,137万円で、これまでの取組を進めることで着実にこの累積赤字をなくしていくと考えているところです。

**三浦委員** 今年、別府交通センターに行ったとき、久しぶりに団子汁定食も食べておいしかった印象を持っています。是非しっかりと赤字解消を目指して、また国との動向も踏まえて、別府港再編計画にのっとって行ってほしいと思います。

**佐藤スポーツ振興課長** 三浦委員、それと原田委員からもトリニータ頑張れ、絶対に負けられない試合だと承りましたので、早速大分フットボールクラブの方に選手に気合を入れてもらうように伝えたいと思います。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、次の⑩について報告をお願いします。

**木口おおいた創生推進課長** 資料の25ページを御覧ください。

市町村と連携したふるさと納税の推進について報告します。まず、全国の個人版ふるさと納

税の状況ですが、制度創設以来、寄附額は増加の一途をたどり、令和6年度は約1兆2,700億円に達しています。他方で、国の返礼品に関する規制は年々強化され、今年10月からはポイントの付与が禁止されます。ふるさと納税の税控除適用者の数は約1千万人にとどまっています。未利用者の数はまだまだ多く、今後も市場拡大の可能性は十分にあると考えます。

次に、県と県内18市町村の寄附額ですが、こちらも年々増加しており、令和6年度は118億円に達しています。

資料26ページを御覧ください。

県と県内18市町村の寄附額は全国では多い順に37位で、九州・沖縄では最下位です。ふるさと納税の全国の寄附総額が拡大し自治体の貴重な自主財源になっていますが、県内の自治体は十分な寄附額の確保が難しく、看過できない状況になっています。

福岡県では個々の自治体の取組強化に加え、県と市町村が連携して共通返礼品を拡大し、寄附額は全国第4位となっています。特に地元産品が限られる市町村では、この共通返礼品が積極的に活用され寄附額の増加に寄与しています。

このため、先月開催した知事と18市町村長で構成する新しいおおいた共創会議では、共通返礼品の拡大や企業版ふるさと納税も含め、広報や職員研修の共同実施について、県と市町村でワーキンググループを立ち上げ議論していくこととしています。

資料の27ページを御覧ください。

こちらは本県の今年度の個人版と企業版ふるさと納税の県収納分の状況です。個人版は、返礼品を約120品目まで増やすなど本格的な取組を開始したところであり、企業版もマニュアルの作成や府内説明会の開催など今年度推進体制を整えたところです。この結果、8月末の累計寄附額は、個人版、企業版のいずれも前年同月比で倍程度まで伸びています。

引き続き市町村と連携して、県内自治体の寄附額増加に取り組みます。

**太田委員長** ただいまの報告について委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、次の⑪について報告をお願いします。

**佐藤スポーツ振興課長** 資料28ページを御覧ください。

ツール・ド・九州について説明します。

来月に開催される2025大会、第3回大会について説明します。

宮崎・大分ステージは、今大会の最終日となる10月13日月曜日祝日の10時に延岡市役所をスタートし、蒲江、米水津を経由して、レース終盤には市街地を周回し、さいき城山桜ホール前でゴールするコースとなっています。

各地域で賑わいを創出できるよう、県内では3か所に賑わい会場を設けるようにしています。フィニッシュ地点付近ではハローキティによるステージショーや、自転車ロードレースを題材にした大人気漫画である弱虫ペダルの作者によるトークショーなど、多くの方に楽しんでいただけるイベントを行う予定です。

さらに、機運醸成については、宮崎県との共同開催であることから、宮崎県で開催するイベントにブースも出展しPRを行うとともに、コース沿線や賑わい会場付近などに大会カラーの黄色を基調とした横断幕やのぼり等を設置するなど、シティドレッシングを進めています。

また、海外チームに加えスパークル大分の出場も決定しており、レースでも地元大分を沸かしてくれるものと期待しています。

万全なレース運営と賑わい創出に向け、引き続き準備を進めています。

**太田委員長** ただいまの報告について委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に質疑もないで、次の⑫について報告をお願いします。

**幸野交通政策企画課長** ホーバークラフト空港アクセス便等の状況について報告します。

資料29ページを御覧ください。

1運航状況についてです。7月26日の就航開始から約2か月経過しましたが、津波注意報や台風のほか点検等の影響により一部欠航はあ

ったものの、県としては事故なく安全運航の実績を積み重ねていると認識しています。運航事業者からは、空港アクセス便は約3割、別府湾周遊便は約9割の搭乗率で推移していると聞いています。

2利用者の状況や声についてです。現在、利用者にアンケートを実施していますが、現時点の状況をまとめました。県内利用者は大分市の人が多く、また県外利用者は関東在住の人が多いという状況です。

ホーバーを選択した理由としては、話題性に加え、速さや快適性など利便性が大半を占めています。また、利用後の感想としては、9割を超える人が満足又はやや満足と回答しています。右に記載している利用者の声も同様で、今後の増便を求める声も多くもらっています。

3無料シャトルバスの利用状況です。県では、ホーバーターミナルと大分駅間の2次交通のニーズ等を検証するため、無料シャトルバスを委託運行しています。マイカー利用や家族による送迎もあり、1便当たりのバス利用者は平均8人で、バス選択者はホーバー乗船者の32%程度となっています。シャトルバス及び利用者アンケートは10月下旬まで継続するので、こうした利用実績やアンケート調査を分析しながら、今後の2次交通の在り方を検討していきます。

4利用拡大やにぎわい創出に向けた取組です。利用拡大に向けては、運航事業者が8月9日より全国CMを放送するなどPRを行っていますが、県としてもイベントなど各種機会を捉えて周知をしたり、8月20日からは羽田空港のデジタルサイネージで県の観光PRと合わせた広告を行っています。

また、ホーバーターミナルや周辺地域のにぎわい創出に向け、民間事業者による今後の展開につながる検証を行っています。右下の写真は、先週末9月13日に行われた浜の市協賛みなどのフードフェスタ2025とのコラボイベントの様子ですが、多くの人にぎわいました。今後の展開に向け期待が持てる結果であったと考えています。

引き続き県民の足として、また新たな観光資

源としてもさらなる活用ができるよう、運航事業者とも連携し、着実に取組を進めていきます。

**太田委員長** ただいまの報告について委員の皆様から質疑などはありませんか。

**原田委員** ちょっと厳しい言い方ですけど、3割の利用率はやっぱり低いのじゃないかと思っていますが、それについてどうお考えでしょうか。

**幸野交通政策企画課長** 今、就航してもうすぐ2か月です。現時点では安全運航を重視して、少ない便数で運用をしているところです。公共交通機関としての安全・安定をまずは最優先にしながら次の段階に移行すると聞いています。

今はまだそういった中で、便ごとの搭乗率や、ダイヤの最適化を考えながら再編成をして、これから搭乗率の向上に向けて運航事業者が考えていくものと思います。

**澤田委員** 今年いろいろと県民の声を聞いたら、予想以上にすごくいい評判があって、乗ったらすごく楽しかったとか、これからも乗り続けたいといった声を聞いています。

ただ一つ気になったのが、やっぱりどうしても交通手段ですね。ここでも書いていますけど、マイカーで家族が送り迎えしてくれる人はいいのですけど、観光客はホーバーから2次交通がしっかりないときついという声もあったので、例えば今後、2次交通の料金を含んだチケットを販売するとか、そういう知恵もいいのかなと思います。

もう一点、にぎわい創出に向けた取組で、この港、ものすごくきれいなところなので、活用の仕方もたくさんあると思うけれども、以前、私も違うところで聞いたのですが、常時活用できる仕組みづくりと、あとは、実際にまだこの中にはテナントは入っていなかったと記憶しているので、そこら辺の今後の計画について教えてほしいと思います。

**幸野交通政策企画課長** 1点目の2次交通です。

御指摘のとおり、空港を利用する人は県民だけじゃなくて旅行者もいます。県民は自家用車の利用、送迎があったとしても、旅行者に関しては足の確保が必要になります。さきほど御紹

介した利用者のアンケートの中にも、やはり2次交通を心配する声がありました。

現在は、まずどのぐらいの方のどういったニーズがあるかを調査しているところですけども、こういった調査結果を基に、運航事業を行っている大分第一ホーバードライブ株式会社、あるいは大分県内のバス事業者、タクシー事業者に情報を共有しながら、どういった形がホーバーターミナルからの2次交通として最適かを考えていきたいと思います。残りの調査機関のデータもあわせてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

それから2点目にぎわいです。現在、ターミナルの中にカフェブースと物販ブースと両方あります。こちらは常設のものが入ることを想定して設置し、今公募をかけています。実際、まだ公募の中で提案が決まってはいないけれども、どういった人がどういった使い方をしているか、ターミナルの利用の仕方がこの約2か月の間でだんだん見えてきました。

その中で、夏休み期間中というのもあり、夏休みのイベントや一時的な出店であったり、先日はみなどのフードフェスタ2025の花火大会に合わせてキッチンカーを出して、そういう広域的なイベントの利用の仕方と、様々なパターンの利用の仕方を実証実験しています。

こういった結果を民間事業者に提案して、テナント物販やカフェブースなど利用の仕方を検討してほしい、そういう思いで今進めており、10月10日にも次のイベントを考えているので、引き続きにぎわいの創出に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えています。

**澤田委員** テナントもそうですし、さっき言っていたキッチンカーも含めて、イベントのときは本当に集まると思うけど、イベントがないときに対してどう取り組んでいくのかが大事だと思うので、テナント側をこだわることもないと思うのですね。テナント料が高いことでやっぱり躊躇する。今物価高だからなかなか難しいのであれば、あえてフリーレンタルスペースにして若い人に貸すとか、そういう形で地域との共生が図れるようなホーバーターミナルを是非

期待しているので、いろいろと知恵を働かせてみてください。よろしくお願ひします。

**三浦委員** 何点か質疑したいと思います。

まず1点目、8月24日から9月3日の定期点検等のため減便し運航とありますが、これの周知について調べたら、ホーバーのホームページに掲載がなかったので、実際にこの期間どうなっているのかを今日資料を見てちょっとびっくりしたのですが、どのような周知を、利用者からの声とか、私が見落としているのかもしれないけど、しっかり定期点検を行う形が利用者に伝わっているのか、1点確認したいと思います。

また2点目が、今原田委員からもあったけども、実際3割の利用率はちょっと少ない。夏休み期間もあったし、県外からの利用者も多い、これから周知をしているということですが、実際3割。別府湾周遊は9割なので、ならすと4割ぐらいはいっていると思うけど、それでも非常に採算は厳しいのじゃないかと思い、その辺、再度答弁と、実際、以前のホーバーがやめたときに、やはり乗車率が当然問題と思うけども、そのときの乗車率が大体どれくらいだったのかを聞きたいと思います。

また、この期間ホーバーを利用することによってエアライナーの利用状況がどうだったのかを教えてほしいと思います。

**幸野交通政策企画課長** 3点の御質疑をいただきました。

1点目ですが、8月24日から9月3日までの定期点検等の減便運航です。委員が見られたときには、もしかしたらはつきりと見つかる場所がなかったかもしれないけど、周知としてはホームページで掲載をしていたと伺っています。加えて、予約システムの中でも欠航という形で表示していました。

ただ、その理由に関して、予約システムの中まで書いていたかは、すみません、私もそこまでは把握していませんが、やはり分かりにくかったという御意見だと思うので、利用者が困らないよう分かりやすい表示をするように運航事業者に伝えたいと考えています。

2点目の、3割は採算性という点でどうなのかと、過去のホーバークラフトがどのくらいの搭乗率だったのかです。採算に関しては、運航事業者の方も、やはりそれを念頭に置きながら日々の運航を進めていると考えています。もちろん採算が取れるラインの搭乗率を目指していくべきと考えているところです。

しかしながら、さきほど言いましたように、まだどの便のどの搭乗率がどのくらいかが分からないまま夏ダイヤでスタートしているので、それを今から最適な搭乗率を便ごとに当てていって、何便でどの時間に運行するかを考えて、冬ダイヤをこれから組み立てていくと思うのですけれども、そういった組み立ての中で採算をとっていくと考えています。

もちろん安全運航がありますし、ダイヤの編成に関しては国のアドバイスをもらいながらやっていくので、そういったところに関しては、県も20年間の運行の継続をしてほしいと考えており、安定的な経営に必要な収支についても、専門家による検証委員会などを開催しながらしっかりと見ていきたい。そのときに、最適な搭乗率がいくらであるべきなのかも検証したいと考えています。

3点目のエアライナーです。エアライナーにどのくらいの人が乗ったかは、実は私も把握はしていません。（「前年比でもいいので、減になっていると思うので」と言う者あり）

減便はなかったとは伺っています。（「いや、人の数」と言う者あり）

それは後ほどまた御報告したいと思います。

**田原地域交通・物流対策室長** 大分交通はエアライナーの搭乗者数は公表しておらず、私らも把握していません。意見交換をしているので、そのときにもしかしたら教えてくれると思いますが、現時点では把握していません。

**三浦委員** まず定期点検の関係ですけど、私ももう一度確認をしたいと思いますし、是非大分第一ホーバードライブ株式会社の方にも。今お知らせを見ても、その部分は消えているのか出でていないんですね、ほかのニュースは残っているけれども。その辺は一回確認をしてほしいと

思います。

また、冬ダイヤを含めた本格的な運航はこれからなので、その辺をしっかりと我々としても注視していかないと、20年間まずしっかりと運航してもらうことが大前提なので、その辺をしっかりと見てていきたいと思います。

また今、空港利用数者は堅調だけれど、もともとのエアライナーの利用人数は当然ですが、利用者が減っているのではないかと思うので、その辺も丁寧に協議を重ねていってほしいと思います。

1点、ホーバーを運航して田ノ浦ビーチに一度上がったと聞いているけれども、実際話を聞くと、国東市でも是非周遊してほしいという声も耳にするんですけど、その辺の具体的な案を検討できないのか、どうでしょう。

**幸野交通政策企画課長** 安定した収益を確保するには、やっぱり様々な取組が必要かと考えています。その中で、定期運航に加えて周遊運航、観光運航といった工夫はやはり必要なことかと思っています。今、西大分側からの周遊という一つのモデルをやっているけど、やはり空港側にも委員がおっしゃるようにニーズはあるうと思います。

やはり公共交通機関なので、定期運航を旨としながら支障がない範囲で、運航事業者が国と話しながら、どういったことをやっていくかを考えていくと思うけれども、我々も20年間継続できる安定した収支が重要と考えているので、そういった取組はしっかりと見てほしいと思います。

**三浦委員** 7月に就航して、まだ2か月たっていない状況で、なかなか判断しづらい部分も多々あると思いますが、当委員会として引き続いてしっかりと注視をしながら議論を深めていきたいので、よろしくお願ひします。

**桝田副委員長** 2点だけ。

1点目が、これは皆さんともかぶるけど、搭乗率3割をどうやって上げていくかということで、やはり乗客の大半が大分市からで、大分市の人以外に利用するメリットが少ないというか、特に別府市の人には乗る必要がないから大半がほ

とんど興味がないのが現状です。

そういう部分で、これから特に大分市を中心はどうアピールしていくかが大事なのと、さきほど澤田委員が言ったテナントの件だけど、テナント料が高いというよりも、今、安心・安全の部分を注視して便数を決めているけど、人件費で赤字を生んでしまうということで、やっぱり手を出しにくい。だから正直、今の便数でいくと、人件費を無人とかにした形にしないと、誰か1人を常駐させるとなかなか厳しいのが現状で、きちんと業者とやっていかないと、便数がもともと想定よりも少なかったと思う人もいるし、人件費に結構お金がかかるとよく言われているので、その点を是非とも注力してほしいと思います。

**幸野交通政策企画課長** 搭乗率3割のところが、さきほど説明したとおりですけれども、やはり委員おっしゃるようにアピールが大事だと思います。大分市の方はよく御存じでも、ほかの市町村の方々にそのメリット、いわゆる利用の仕方をどんどん提案し周知をして乗ってもらうことが大事だと思います。

県内ももちろんんですけど、やはり県外の、特に関東や関西であったり空港に乗り入れている名古屋もそうですけども、そういった方々がホーバークラフトが大分にあることをよく知らないのではないかと思います。そういう周知をさらに進めて旅行客にも広げていきたいと思います。これから搭乗率を上げていく一つの鍵がやはりPRだと思うので、運行事業者も取り組むと思うけれども、我々もしっかりと周知に取り組みたいと考えています。

もう一点はテナントです。常駐する人件費をなかなか捻出できないのは我々の耳にも届いています。先日、実証実験をした結果として、どのぐらいの売上げがどういった時間帯にあったか、あるいは、どういった点で課題を感じたか、そういうことを実証の中で携った事業者に話を聞くようにしているので、そういう意見も踏まえながら、人件費の問題、それから常駐の課題を我々の方で検証したいと考えています。

**成迫委員** 県外利用者が約7割ですが、就航し

始めてまだ間もないけども、例えば旅行者が大分県内のどこに来たとか、そこら辺の状況調査は進めているのでしょうか。

**幸野交通政策企画課長** 今調査しているのが、ホーバークラフトに乗った人に、どこの出身かは聞いているけど、どこを目的としているかまで詳細には把握していません。目的地が大分市であることは分かるけども、どういったルートで旅行したかまではちょっと把握できていません。

ただ、旅行や帰省が目的であるとか、ビジネスが目的であることは利用者から伺っているので、旅行者の割合は分かれます。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかにありませんか。

**三浦委員** 1点部長にお伺いしたいと思います。

大分ハローキティ空港の愛称が年度末まで延長で大変うれしいニュースだったのですが、あわせて、今、実証運行をしているバス、杵築駅経由のハーモニーライナーも延長でいいのか。また、株式会社サンリオエンターテイメントの小巻社長と今年の春先に日出町の集会でいろんな意見交換や講演をしてもらったときに、リゾート構想をはっきり打ち出してもらったけども、その後県としてサンリオとどのような協議をしているのか。今答えられる範疇で構はないので、是非お示しいただきたいと思います。

**工藤企画振興部長** 2点承りました。

まず、空港とハーモニーランドの間、いわゆるハーモニーライナーを8月から運行していますが、さきほどの西大分のターミナルからのシャトルバスと同様に、それぞれの便でどういう乗車状況にあるのかを、日々、毎便、大分交通にお願いして数字を取っています。

一般的な傾向で申し上げると、やはり朝ハーモニーランドに向かう最初の便は非常に利用率がよくて、帰りはハーモニーランドの夕方最終に出る便で杵築駅に行く、あるいは大分空港に

行く、その便はかなり乗車率が高いです。しかし、その間に走っている日中の6本、5本の運行の中で、その間のところが具体的に言うと3、4人しか乗っていないことを把握しています。

なので、今こちらが大分交通にお願いしている委託期間は11月15日までですが、ハローキティ空港の名称の延長、年度末までと表明されたところですけれども、ハーモニーライナーの11月16日以降の対応については、今、大分交通と今後最終的に調整をして、どういった形がより良いのか、当然サンリオエンターテイメントとの協議も経て決めていきたいと思うので、今方針が確定しているかというと、まだこれからです。

それから、サンリオエンターテイメント社の小巻社長の動きの中で、いろいろ雑誌の取材とかインタビューとか、あと大阪・関西万博の会場での佐藤知事との対談とか、いろんな場でいわゆるエンタメリゾート構想は何回か発言していると、こちらも承知しております、当然、今委員が話したように、地元もそういう話が出ているので非常に期待が高まるのと、何か自分の身近な生活に影響はないのだろうかという心配と、いろいろ私の耳にも入ってきてるので、大分県としては、株式会社サンリオと株式会社サンリオエンターテイメントと二つの会社があるけれども、その二つの動きを、逐次大分県にも情報提供してほしいとお願いしております、時々小巻社長が来県の際にも随時聞いています、最近の情報としては、まだ会社の中で細かいところを検討中であり、もう少し時間をいただきたいと聞いています。

なので、一方的に先行した形での発表はないように、こちらも随時働きかけていきたいと思っているので、またそういった状況が煮詰まってきたら皆さんに共有しながら、地元がびっくりしないようにしっかりとお願いしていくので、それを信じてこちらも誠意を持って対応したいと考えています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかにないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで暫時休憩します。

午後4時10分休憩

---

午後4時14分再開

**太田委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより会計管理局関係の審査に入りますが、本日は元吉委員が欠席です。

まず、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち会計管理局関係部分について、執行部の説明を求めます。

**馬場会計管理者兼会計管理局長** 第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち会計管理局関係について説明します。

資料の2ページを御覧ください。

庁舎管理対策費4,983万8千円です。

1概要です。県では、官民を通じた持続的な賃上げの実現に向けた施策を実施しています。県が発注する庁舎管理などの委託契約では複数年契約を締結しているものも多くあり、これらの契約では、入札公告時に労務費の上昇を見越して応札するよう周知しています。しかし近年、高水準の労務費上昇が続いているおり、入札時に業者が想定した水準を上回ることが生じ得ると考えています。

こうした状況を踏まえ、受託事業者が安心して賃上げできる環境を整備するため、県が発注する委託業務において、労務費の上昇に応じた変更契約を可能とする賃金スライド制度を導入します。

2賃金スライド制度の概要です。右側のスライド制度イメージを御覧ください。賃金スライド制度は、受注者負担を公共工事インフレスライドと同じ1%に設定し、それを上回って労務単価が上昇した場合、残期間の業務に係る労務費上昇分を請求できるようにするものです。

左側の表を御覧ください。適用の対象は、契約時の積算や見積に建築保全労務単価などの労務単価が明示されている委託契約で、賃金スライ

ドの申請時に2か月以上の残期間があるものです。

適用額は、残期間分の契約額のうち労務費見合いの金額に、労務単価の伸び率から受注者負担分である1%を差し引いた割合を掛けたものとなります。

導入時期は10月1日からとしています。なお、10月1日以降に契約手続を開始する委託契約に加え、既に締結している契約についても、変更契約によりスライド条項を適用することとしており、必要額を補正するものです。

3の9月補正予算案です。今回の補正では、国の定める建設保全労務単価など伸び率が判明しているものについて影響額を試算し、会計管理局は地方機関の清掃及び警備委託分4,983万8千円を計上しています。

**太田委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

委員の皆様から質疑はありませんか。

**原田委員** 県が委託している契約の中で、いわゆる労務単価はきちんと明記されているのですか、全ての契約において。

**伊達用度管財課長** 契約の中では総枠だけで労務単価は明記されていないけれども、契約額を積算する際の積算の根拠資料とか、業者によっては見積りの中に労務単価を明記しているものがあり、そういうものは賃金スライドの対象になります。

**原田委員** 分かりました。多分そうだろうと思ったのですけど、こういったことは将来的にも起こる可能性があることから、労務単価の明記は契約の一つの指標というか、それを詰めておくのも事前の取組で必要かなと感じました。いかがですか。

**伊達用度管財課長** 今回の賃金スライドを導入するにあたって参考にしたのが、土木建築部のインフレスライドでして、土木建築部の場合も同様に、積算を参考に契約額を按分してスライドするやり方を取っているので、それと同様のやり方を今回採用したということです。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに質疑もないで、先に審査した総務部及び企画振興部関係分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別にないので、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行いますので、このままお待ちください。

〔会計管理局退室〕

**太田委員長** それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないで、所定の手続を取ることとします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**太田委員長** 何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** では、このように決定します。今後変更の必要が生じた場合は、委員長に一任をお願いします。

行程の関係で何かあれば、早めに事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別にないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。